

令和 3 年度

市 税 概 要

厚 木 市

厚木市民憲章

(昭和39年2月1日制定)

大山を仰ぎ、相模川の流に臨む郷土、ここに生きるわたくしたち厚木市民は、先人の努力をうけつぎ、県央の近代都市としての発展をめざして、この憲章をかかげ力強く前進しましょう。

- 一、わたくしたち厚木市民は、花や緑を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、たがいに敬い愛しあい、善意に満ちた家庭とまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、教養をゆたかにし、文化の高いまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、健康ではたらき、力あふれるまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、進んできまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。

目 次

第 1 章 総 括

1	市の概況	5
(1)	厚木市の位置	5
(2)	市域の変遷	5
2	人口・世帯数の推移	6
3	令和3年度一般会計歳入歳出予算(当初)	7
4	令和3年度一般会計歳入歳出予算構成図(当初)	8
5	令和2年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表	9
6	令和2年度一般会計歳入決算額	10
7	令和2年度一般会計歳出決算額	11

第 2 章 賦 課

8	市税当初予算額前年度対比表	13
9	令和3年度市税歳入予算額の構成(当初)	14
10	令和2年度市税歳入決算額の構成	15
11	市税収入の推移	16
12	市税伸長状況表	16
13	市税の伸長率	17
14	徴税費に関する調べ(年度比較)	18
15	個人市民税・県民税	19
(1)	個人市民税・県民税の当初調定額の推移(6月末)	19
(2)	個人市民税納税義務者の内訳(当初現年分)	20
(3)	課税標準所得別納税義務者数(当初)	20
(4)	課税標準額所得割等に関する調べ	21
(5)	退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調べ(6月末まで)	22
(6)	課税標準額段階別納税義務者数(当初)	23
(7)	課税標準額段階別総所得金額(当初)	24
(8)	事業専従者に関する調べ	25
16	法人市民税	26
(1)	税率別調定額前年度対比表	26
(2)	調定額の推移	27
(3)	月別調定額前年度対比表	27

17	固定資産税・都市計画税	28
	(1) 固定資産税・都市計画税に関する調べ(当初)	28
	(2) 土地に関する概要調書	30
	(3) 宅地に関する調べ	32
	(4) 家屋に関する概要調書	33
	(5) 償却資産に関する概要調書	34
	(6) 土地の年度別構成比	35
	(7) 家屋の棟数及び床面積調べ	35
18	軽自動車税	36
	(1) 軽自動車税(種別割)に関する調べ(当初)	36
	(2) 軽自動車税(種別割)に関する調べ(当初、三輪・四輪内訳)	37
	(3) 軽自動車税(種別割)車種別台数及び調定額の推移(当初)	38
	(4) 軽自動車税環境性能割月別調定額	39
19	市たばこ税に関する調べ	40
20	入湯税に関する調べ	41

第 3 章 納 税

21	市税収入実績調べ	44
22	督促状発送状況調べ	46
23	滞納処分執行状況調べ	47

第 4 章 その他の資料

24	市税証明等発行件数	49
25	行政機構と税務事務分掌	50
	(1) 行政機構図	50
	(2) 税務機構図	51
	(3) 税務事務分掌	51
26	税務職員係別人員調べ	52
27	電算事務実施状況	54
28	市税の税率等一覧表(令和3年度)	55
29	市税税率の変遷	56

第 1 章 総括



厚 木 市 章

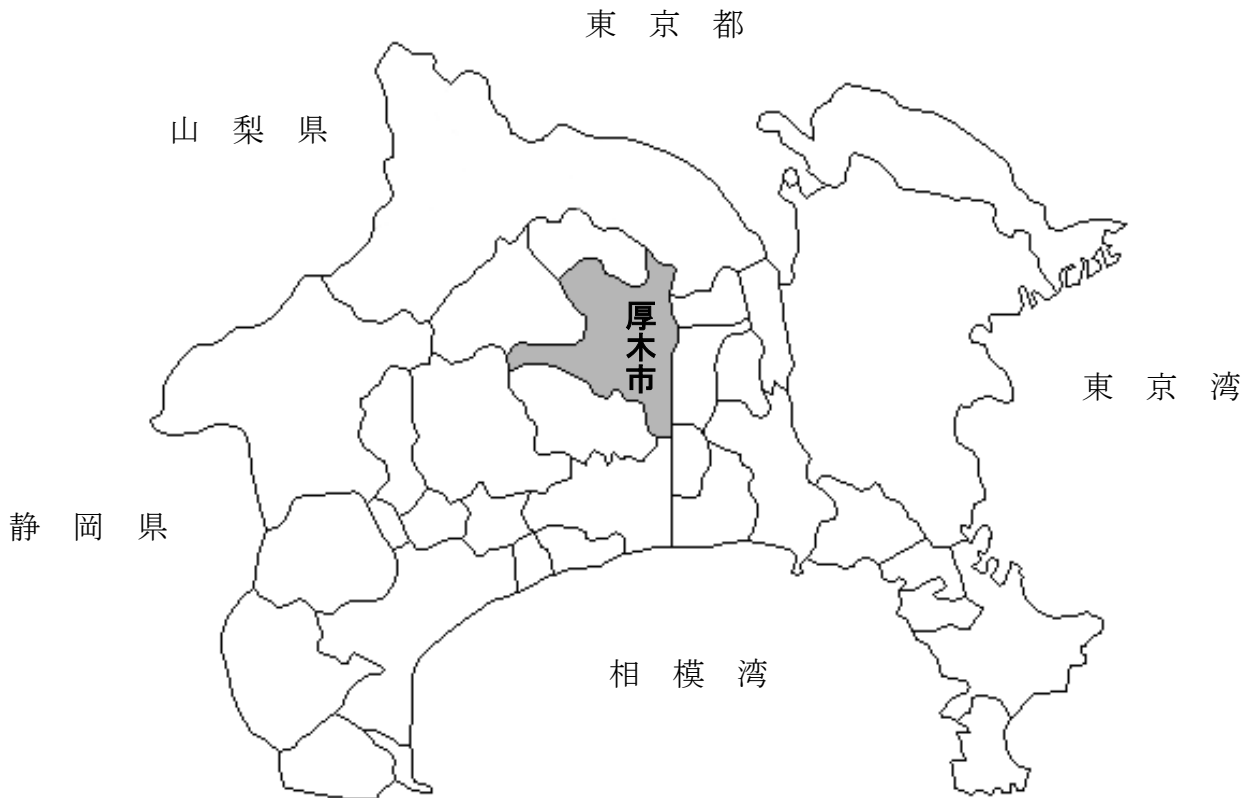
(昭和 30 年 3 月 22 日制定)

あつぎの 3 字と鮎 3 尾をもってあの字型を図案化し、市民の和合と発展を象徴しています。

1 市の概況

令和3年4月1日現在

(1) 厚木市の位置



方位	経度	地名	方位	緯度	地名
極東	東経 139° 22' 45"	下依知	極北	北緯 35° 31' 41"	上依知
極西	東経 139° 13' 42"	七沢	極南	北緯 35° 23' 41"	戸田

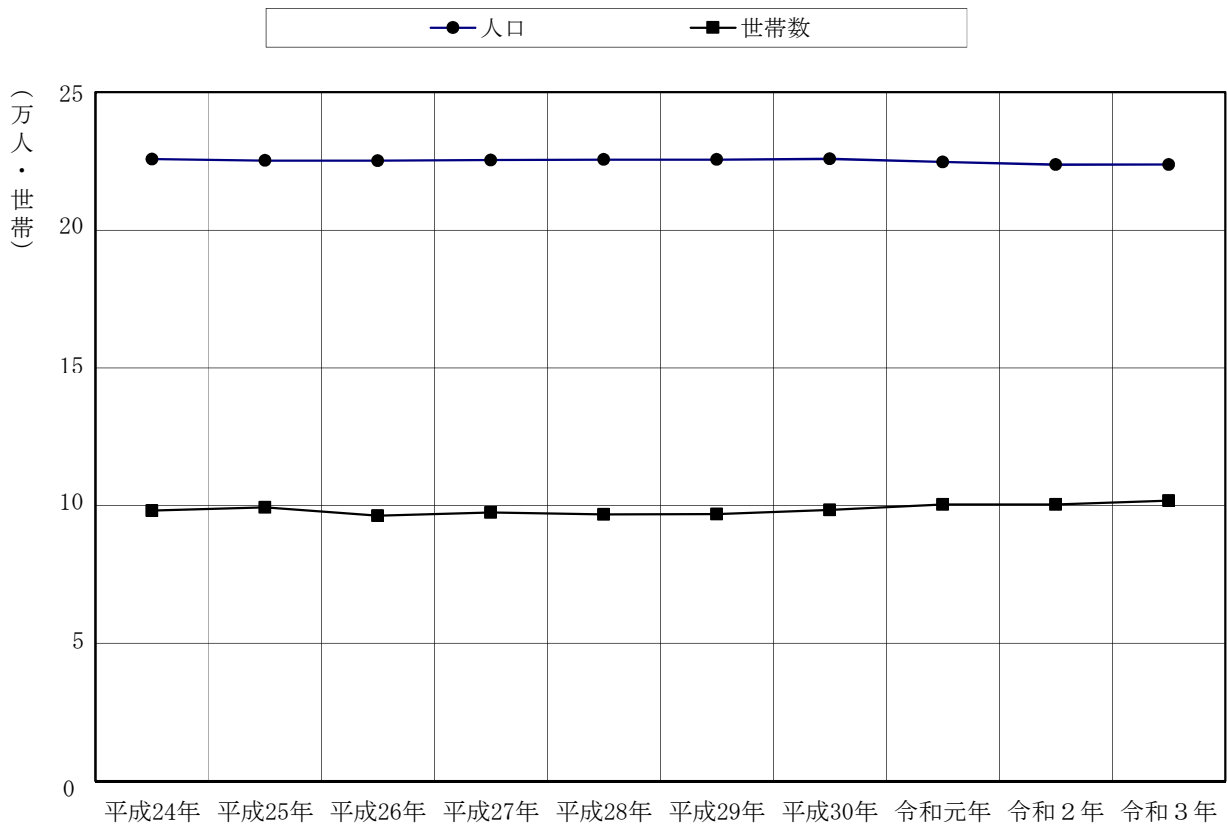
事務所の位置	東経	北緯	海拔
市庁舎 (中町3-17-17)	139° 21' 44"	35° 26' 34"	20.3m

方向	東西	南北
距離	13.76 km	14.71 km

(2) 市域の変遷

年月日	事項	面積	人口
昭和30年2月1日	厚木町、南毛利村、睦合村、小鮎村及び玉川村が合併し、市制施行	56.50 km ²	31,295 人
昭和30年7月8日	相川村、依知村を編入	74.90 km ²	39,409 人
昭和31年9月30日	荻野村を編入	92.69 km ²	44,652 人
昭和35年10月1日	国勢調査、国土地理院調査	92.84 km ²	46,239 人
昭和46年9月1日	愛川町との境界を変更	92.86 km ²	88,330 人
昭和50年5月1日	伊勢原市との境界を変更	92.86 km ²	106,923 人
平成2年9月1日	国土地理院調査	93.83 km ²	196,487 人
平成12年10月1日	国勢調査	93.83 km ²	217,369 人
平成17年10月1日	国勢調査	93.83 km ²	222,403 人
平成22年10月1日	国勢調査	93.83 km ²	224,420 人
平成26年10月1日	国土地理院調査	93.84 km ²	225,166 人
平成27年10月1日	国勢調査	93.84 km ²	225,714 人
令和2年10月1日	国勢調査	93.84 km ²	223,705 人

2 人口・世帯数の推移



(各年10月1日現在)

区分 年次	世帯数	人 口		
		総数	男	女
平成24年度	94,225	224,776	116,889	107,887
平成25年度	95,054	224,954	116,929	108,025
平成26年度	96,281	225,166	117,052	108,114
平成27年度	97,443	225,347	117,130	108,217
平成28年度	96,767	225,541	116,511	109,030
平成29年度	98,145	225,693	116,655	109,038
平成30年度	99,336	225,204	116,487	108,717
令和元年度	100,377	224,677	116,247	108,430
令和2年度	100,360	223,705	115,343	108,362
令和3年度	101,734	223,771	115,293	108,478

3 令和3年度一般会計歳入歳出予算（当初）

歳 入 (単位：千円・%)

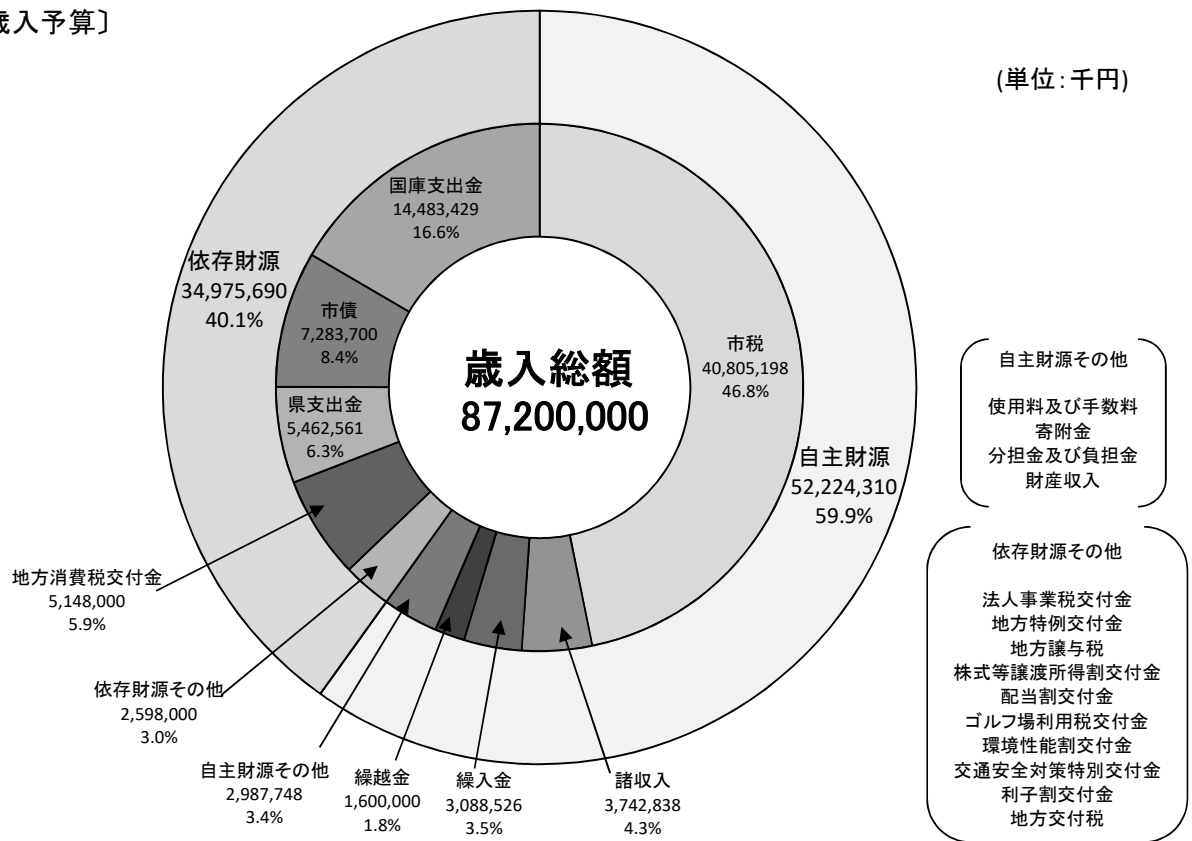
款 別	予 算 額	構 成 比
5 市 税	40,805,198	46.8
10 地 方 譲 与 税	510,000	0.6
15 利 子 割 交 付 金	33,000	0.0
18 配 当 割 交 付 金	171,000	0.2
21 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	185,000	0.2
23 法 人 事 業 税 交 付 金	803,000	0.9
24 地 方 消 費 税 交 付 金	5,148,000	5.9
27 ゴルフ場利用税金 交 付 金	138,000	0.2
31 環 境 性 能 割 交 付 金	122,000	0.1
33 地 方 特 例 交 付 金	569,000	0.7
35 地 方 交 付 税	30,000	0.0
40 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	37,000	0.0
45 分 担 金 及 び 負 担 金	355,724	0.4
50 使 用 料 及 び 手 数 料	1,415,982	1.6
55 国 庫 支 出 金	14,483,429	16.6
60 県 支 出 金	5,462,561	6.3
65 財 産 収 入	216,042	0.3
70 寄 附 金	1,000,000	1.2
75 繰 入 金	3,088,526	3.5
80 繰 越 金	1,600,000	1.8
85 諸 収 入	3,742,838	4.3
90 市 債	7,283,700	8.4
合 計	87,200,000	100.0

歳 出 (単位：千円・%)

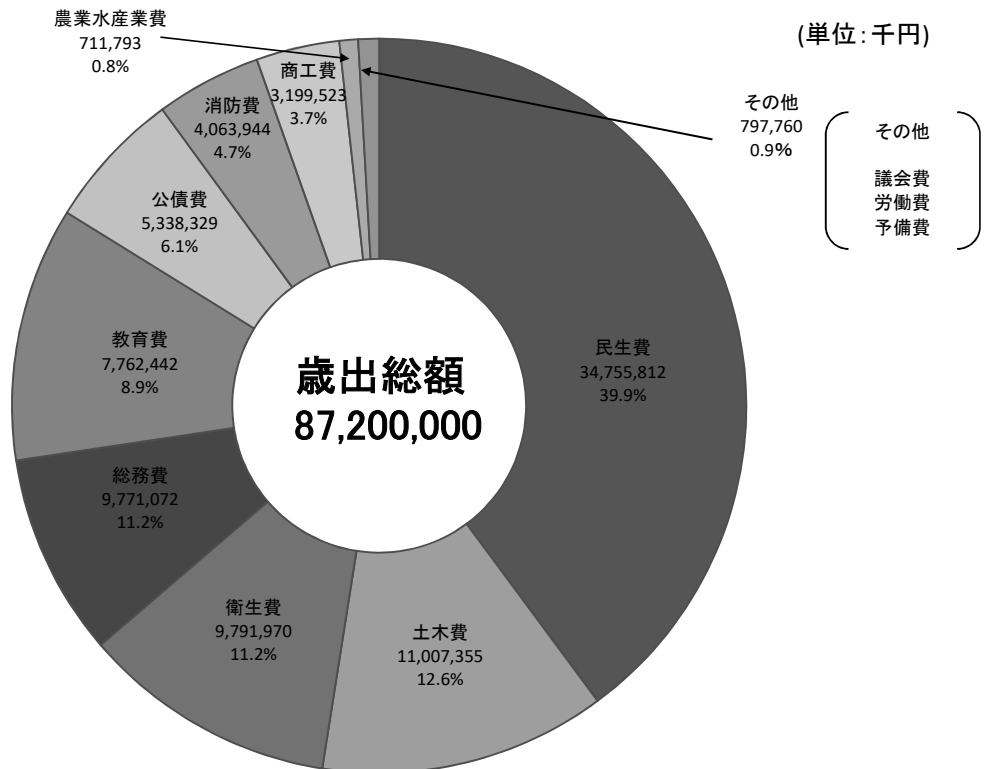
款 別	予 算 額	構 成 比
5 議 会 費	468,427	0.5
10 総 務 費	9,771,072	11.2
15 民 生 費	34,755,812	39.9
20 衛 生 費	9,791,970	11.2
25 労 働 費	229,333	0.3
30 農 林 水 産 業 費	711,793	0.8
35 商 工 費	3,199,523	3.7
40 土 木 費	11,007,355	12.6
45 消 防 費	4,063,944	4.7
50 教 育 費	7,762,442	8.9
60 公 債 費	5,338,329	6.1
70 予 備 費	100,000	0.1
合 計	87,200,000	100.0

4 令和3年度一般会計歳入歳出予算構成図（当初）

〔歳入予算〕



〔歳出予算〕



5 令和2年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表

(歳入)

(単位：円)

会計区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減 (B) - (A)	
一般会計	125,445,713,437	123,997,067,269	△ 1,448,646,168	
特別会計	公共用地取得事業	1,579,891,871	1,468,144,240	△ 111,747,631
	後期高齢者医療事業	3,213,120,000	3,107,215,782	△ 105,904,218
	国民健康保険事業	21,520,556,000	21,142,740,887	△ 377,815,113
	介護保険事業	14,883,554,000	14,864,723,486	△ 18,830,514
	小計	41,197,121,871	40,582,824,395	△ 614,297,476
合計	166,642,835,308	164,579,891,664	△ 2,062,943,644	

(歳出)

(単位：円)

会計区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減 (A) - (B)	
一般会計	125,445,713,437	118,561,628,437	6,884,085,000	
特別会計	公共用地取得事業	1,579,891,871	1,468,080,403	111,811,468
	後期高齢者医療事業	3,213,120,000	3,069,658,197	143,461,803
	国民健康保険事業	21,520,556,000	20,962,323,229	558,232,771
	介護保険事業	14,883,554,000	14,637,621,892	245,932,108
	小計	41,197,121,871	40,137,683,721	1,059,438,150
合計	166,642,835,308	158,699,312,158	7,943,523,150	

6 令和2年度一般会計歳入決算額

(単位：円・%)

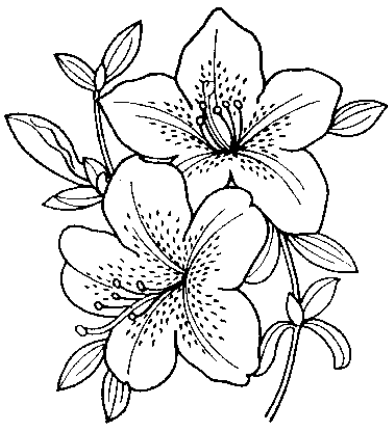
款 別	当初予算額	予算現額 (A)	調 定 額	収入済額 (B)	収入済額 の構成比	収入割合 (B)／(A)
5 市 税	43,273,529,000	47,943,529,000	49,292,402,486	48,785,571,061	39.4	101.8
10 地方譲与税	522,000,000	522,000,000	528,081,000	528,081,000	0.4	101.2
15 利子割交付金	41,000,000	41,000,000	21,345,000	21,345,000	0.0	52.1
18 配当割交付金	179,000,000	179,000,000	180,345,000	180,345,000	0.2	100.8
21 株式譲渡所得割 交 付 金	143,000,000	143,000,000	213,323,000	213,323,000	0.2	149.2
23 法 人 事 業 税 金 交 付 金	292,319,000	292,319,000	787,078,000	787,078,000	0.6	269.3
24 地 方 消 費 税 金 交 付 金	5,240,000,000	5,240,000,000	5,328,455,000	5,328,455,000	4.3	101.7
27 ゴルフ場利用税 交 付 金	139,000,000	139,000,000	129,861,168	129,861,168	0.1	93.4
30 自動車取得税 交 付 金	0	0	42,428	42,428	0.0	皆増
31 環 境 性 能 割 金 交 付 金	153,495,000	153,495,000	90,719,590	90,719,590	0.1	59.1
33 地 方 特 例 金 交 付 金	209,000,000	209,000,000	239,592,000	239,592,000	0.2	114.6
35 地方交付税	30,000,000	30,000,000	26,356,000	26,356,000	0.0	87.9
40 交通安全対策 特別交付金	38,000,000	38,000,000	40,314,000	40,314,000	0.0	106.1
45 分 担 金 及 び 金 負 担 金	382,296,000	309,349,000	310,337,059	293,962,533	0.2	95.0
50 使 用 料 及 び 料 手 数	1,448,293,000	1,247,961,000	1,264,273,459	1,212,897,929	1.0	97.2
55 国庫支出金	13,241,090,000	39,973,879,570	39,486,244,326	39,486,244,326	31.9	98.8
60 県 支 出 金	5,800,948,000	5,871,432,000	5,719,594,518	5,719,594,518	4.6	97.4
65 財 産 収 入	199,326,000	408,845,000	429,771,863	429,748,163	0.3	105.1
70 寄 附 金	1,000,000,000	1,100,000,000	1,055,987,969	1,055,987,969	0.9	96.0
75 繰 入 金	1,975,389,000	3,091,457,000	3,052,252,224	3,052,252,224	2.5	98.7
80 繰 越 金	1,000,000,000	4,388,742,867	4,388,742,887	4,388,742,887	3.5	100.0
85 諸 収 入	3,854,015,000	3,801,304,000	4,271,815,086	3,868,153,473	3.1	101.8
90 市 債	6,738,300,000	10,322,400,000	8,118,400,000	8,118,400,000	6.5	78.6
合 計	85,900,000,000	125,445,713,437	124,975,334,063	123,997,067,269	100.0	98.8

7 令和2年度一般会計歳出決算額

(単位：円・%)

款 別	当初予算額	予算現額 (A)	支出済額 (B)	不用額 (含繰越額)	支出済額 の構成比	支出割合 (B)/(A)
5 議 会 費	461,354,000	449,980,000	432,893,028	17,086,972	0.4	96.2
10 総 務 費	9,649,097,000	14,700,932,217	14,082,904,845	618,027,372	11.9	95.8
15 民 生 費	35,098,319,000	58,606,651,392	57,089,377,048	1,517,274,344	48.1	97.4
20 衛 生 費	8,507,892,000	10,440,800,000	9,945,520,195	495,279,805	8.4	95.3
25 労 働 費	265,228,000	377,236,000	370,445,021	6,790,979	0.3	98.2
30 農林水産業費	753,965,000	901,957,000	807,861,008	94,095,992	0.7	89.6
35 商 工 費	2,975,295,000	5,334,869,570	4,977,354,027	357,515,543	4.2	93.3
40 土 木 費	11,667,514,000	15,358,449,831	13,089,607,291	2,268,842,540	11.0	85.2
45 消 防 費	3,389,273,000	3,592,867,000	3,401,467,737	191,399,263	2.9	94.7
50 教 育 費	7,715,472,000	10,298,921,564	9,192,402,218	1,106,519,346	7.7	89.3
60 公 債 費	5,316,591,000	5,306,391,000	5,171,796,019	134,594,981	4.4	97.5
70 予 備 費	100,000,000	76,657,863	0	76,657,863	0.0	0.0
合 計	85,900,000,000	125,445,713,437	118,561,628,437	6,884,085,000	100.0	94.5

第 2 章 賦 課



市の花 さつき
(昭和 44 年 2 月 1 日制定)

さつき (シャクナゲ科)

日本の原産で、関東以西各地に生育し、花は一重、八重、大盃、絞りなど各種園芸品種が多く 6～7 月に色とりどりの花が開花します。

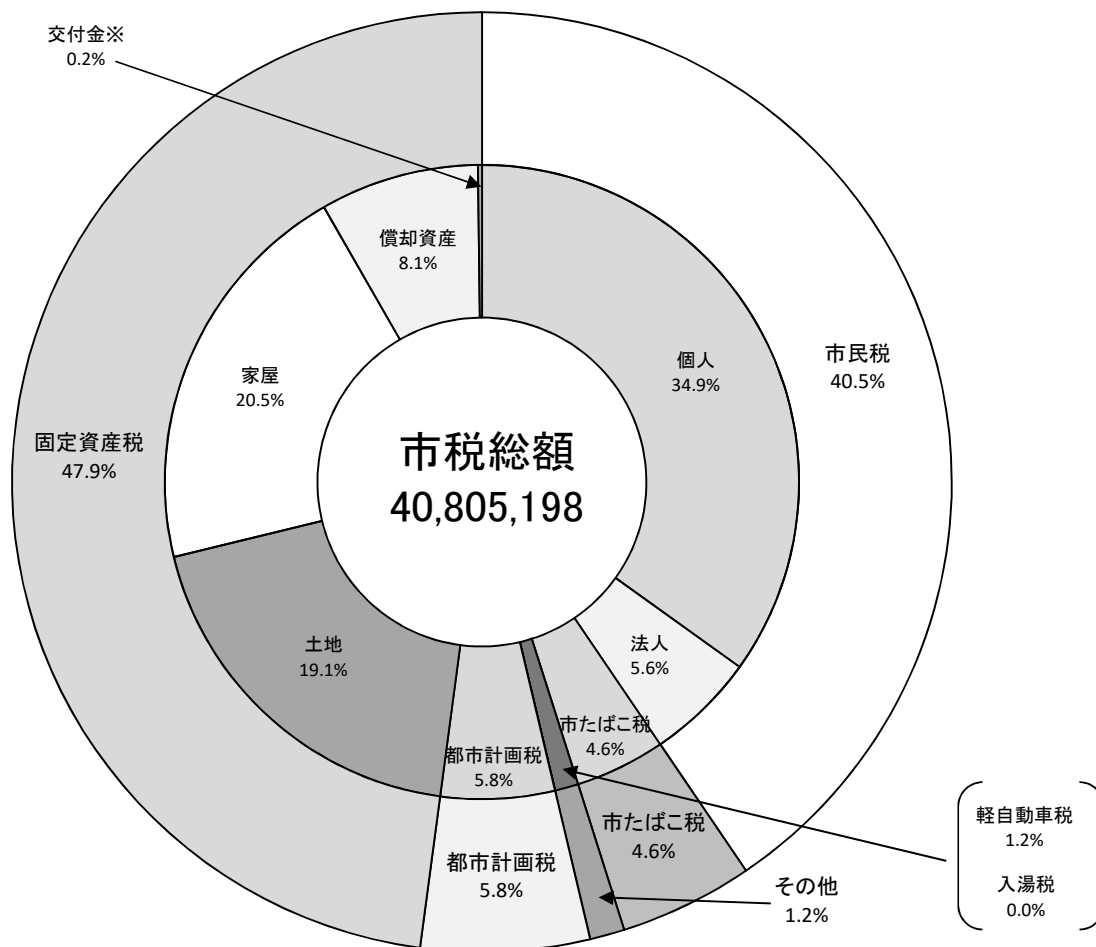
さつきは主に盆栽、庭園樹、公園に使われ、通常挿木で繁殖し、気候的に本市にふさわしく栽培も簡単です。

8 市税当初予算額前年度対比表

(単位：千円・%)

年度		令和3年度	令和2年度	対前年度比
税目				
市	民 税	16,549,201	18,231,358	90.8
個人	現年課税分	14,130,000	14,360,000	98.4
	滞納繰越分	119,385	108,619	109.9
法人	現年課税分	2,266,000	3,758,000	60.3
	滞納繰越分	33,816	4,739	713.6
固定資産税		19,520,206	20,216,804	96.6
土地家屋 償却資産	現年課税分	19,327,386	20,053,000	96.4
	滞納繰越分	99,820	70,804	141.0
国有資産等所在市町村交付金		93,000	93,000	100.0
軽自動車税		493,116	478,676	103.0
環境性能割		40,747	40,479	100.7
種別割	現年課税分	446,899	434,305	102.9
	滞納繰越分	5,470	3,892	140.5
市たばこ税		1,873,065	1,902,386	98.5
現年課税分		1,873,064	1,902,385	98.5
滞納繰越分		1	1	100.0
入湯税		2,378	5,551	42.8
現年課税分		2,377	5,550	42.8
滞納繰越分		1	1	100.0
都市計画税		2,367,232	2,438,754	97.1
土地家屋	現年課税分	2,356,029	2,429,000	97.0
	滞納繰越分	11,203	9,754	114.9
現年課税分計		40,535,502	43,075,719	94.1
滞納繰越分計		269,696	197,810	136.3
市税総計		40,805,198	43,273,529	94.3

9 令和3年度市税歳入予算額の構成（当初）



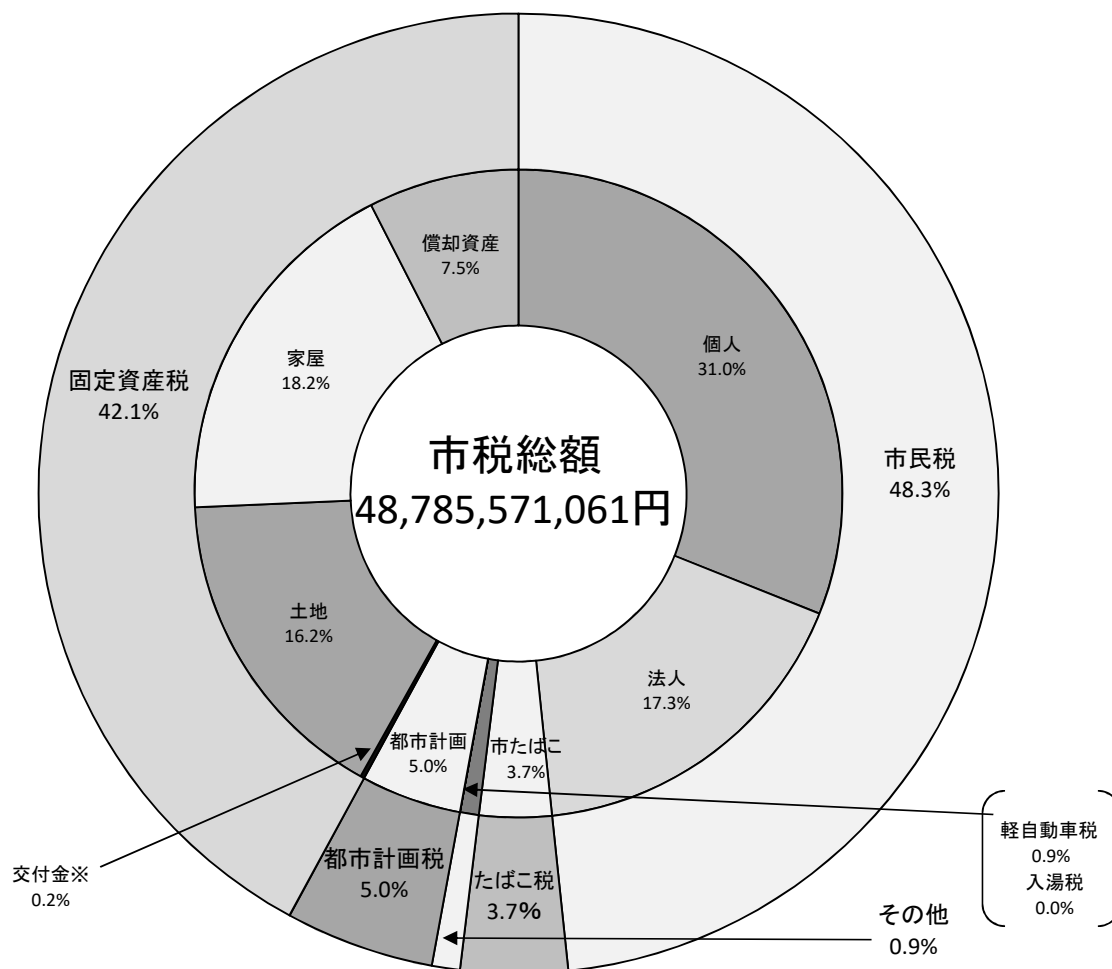
(単位：千円・%)

税目	区分	予 算 額			
		令和3年度	令和2年度	比較増減	対前年度比
1	普通税	38,435,588	40,829,224	△ 2,393,636	94.1
	市民税	16,549,201	18,231,358	△ 1,682,157	90.8
	個人	14,249,385	14,468,619	△ 219,234	98.5
	法人	2,299,816	3,762,739	△ 1,462,923	61.1
	固定資産税	19,520,206	20,216,804	△ 696,598	96.6
	固定資産税	19,427,206	20,123,804	△ 696,598	96.5
	土地	7,772,223	7,936,235	△ 164,012	97.9
	家屋	8,371,760	8,762,586	△ 390,826	95.5
	償却資産	3,283,223	3,424,983	△ 141,760	95.9
	交付金※	93,000	93,000	0	100.0
	軽自動車税	493,116	478,676	14,440	103.0
	環境性能割	40,747	40,479	268	100.7
	種別割	452,369	438,197	14,172	103.2
	市たばこ税	1,873,065	1,902,386	△ 29,321	98.5
2	目的税	2,369,610	2,444,305	△ 74,695	96.9
	入湯税	2,378	5,551	△ 3,173	42.8
	都市計画税	2,367,232	2,438,754	△ 71,522	97.1
	合計	40,805,198	43,273,529	△ 2,468,331	94.3

※国有資産等所在市町村交付金

(注) 現年度分と滞納繰越分の合計です。

10 令和2年度市税歳入決算額の構成



(単位：円・%)

税目	区分	決算額			
		令和2年度	令和元年度	比較増減	対前年度比
1	普通税	46,332,183,569	46,154,952,742	143,525,241	100.4
	市民税	23,581,335,574	23,747,942,212	△ 166,606,638	99.3
	個人	15,143,598,002	15,001,037,428	142,560,574	101.0
	法人	8,437,737,572	8,746,904,784	△ 309,167,212	96.5
	固定資産税	20,532,074,922	20,147,731,334	384,343,588	101.9
	固定資産税	20,437,039,322	20,063,063,734	373,975,588	101.9
	土地	7,915,301,998	7,940,957,767	△ 25,655,769	99.7
	家屋	8,855,042,204	8,614,943,765	240,098,439	102.8
	償却資産	3,666,695,120	3,507,162,202	159,532,918	104.5
	交付金※	95,035,600	84,667,600	10,368,000	112.2
	軽自動車税	458,828,346	425,122,760	33,705,586	107.9
	軽自動車税	437,396,346	420,027,460	17,368,886	104.1
	環境性能割	21,432,000	5,095,300	5,095,300	420.6
	市たばこ税	1,759,944,727	1,834,156,436	△ 74,211,709	96.0
2	目的税	2,453,387,492	2,429,383,737	24,003,755	101.0
	入湯税	2,359,950	5,355,600	△ 2,995,650	44.1
	都市計画税	2,451,027,542	2,424,028,137	26,999,405	101.1
	合計	48,785,571,061	48,584,336,479	201,234,582	100.4

※国有資産等所在市町村交付金

(注)現年度分と過年度分の合計です。

1 1 市税収入の推移

(単位：千円)

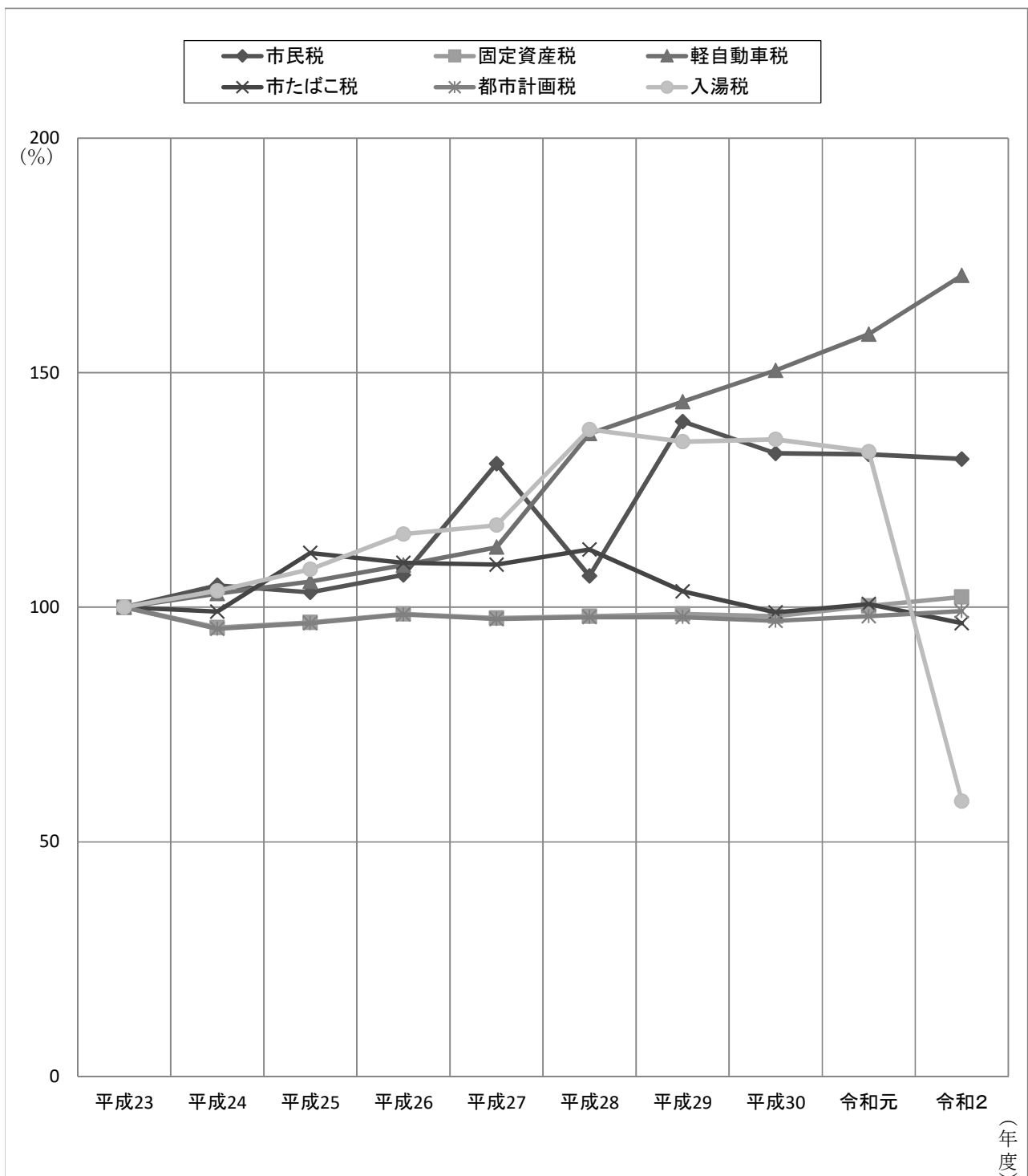
区分 年度	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額
平成28年度	43,758,627	44,686,807	43,666,622	114,252	905,932
平成29年度	49,491,082	50,296,318	49,526,490	108,944	660,883
平成30年度	47,735,816	48,720,248	48,105,970	63,350	550,928
令和元年度	47,253,558	49,171,715	48,584,336	90,510	496,868
令和2年度	47,943,529	49,292,402	48,785,571	41,138	465,693

1 2 市税伸長状況表

(単位：%)

区分 年度	市税予算現額の伸び率	市税収入済額の伸び率	徴 収 率 (対調定額)	人口の伸び率 (1月1日現在)
平成28年度	92.4	91.5	97.7	99.9
平成29年度	113.1	113.4	98.5	100.1
平成30年度	96.5	97.1	98.7	99.7
令和元年度	99.0	101.0	98.8	99.7
令和2年度	101.5	100.4	99.0	99.7

1.3 市税の伸長率



平成23年度の決算額を100としたときの令和2年度の数値

市民税	固定資産税	軽自動車税 (環境性能割含む)	市たばこ税	入湯税	都市計画税
131.6	102.2	170.7	96.6	58.7	99.2

14 徴税費に関する調べ（年度比較）

（単位：千円）

区 分		年 度		
		令和2年度	令和元年度	
税収入額	(1) 市 税	48,785,571	48,584,336	
	(2) 個人 の 県 民 税	10,091,526	9,996,525	
	(3) 合 計	58,877,097	58,580,861	
徴	人件費	(4) 基 本 給	282,372	287,640
		(5) 諸 手 当	249,091	285,913
		ア 超 過 勤 務 手 当	47,485	51,044
		イ 税 務 特 別 手 当	0	0
		ウ そ の 他 の 手 当	201,606	234,869
		(6) そ の 他	100,854	102,593
		(7) 小 計	632,317	676,146
税	需用費	(8) 旅 費	1,409	449
		(9) 賃 金	0	0
		(10) そ の 他	9,123	10,344
		(11) 小 計	10,532	10,793
費	報奨金及び これに類する 経費	(12) 納 期 前 納 付 の 報 奨 金		
		(13) 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	85	200
		(14) 納 税 奨 励 金	0	0
		(15) そ の 他	0	0
		(16) 小 計	85	200
(17) そ の 他	174,169	201,972		
(18) 合 計	817,103	889,111		
県税徴収 取扱費	(19) 納税義務者数を基準にした金額	355,908	353,042	
	(20) 報奨金の額に相当する金額			
	(21) 合 計	355,908	353,042	
(22) 市 税 徴 収 取 扱 費	(18) - (21)	461,195	536,069	
税収入額に対する 徴税費の割合	(23) (18) / (3)	1.4%	1.5%	
	(24) (22) / (1)	0.9%	1.1%	
徴税職員数4月1日現在		82人	79人	

15 個人市民税・県民税

(1) 個人市民税・県民税の当初調定額の推移(6月末)

(単位:人・千円・%)

区 分		年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
納税義務者数	普通徴収		23,721	23,470	23,274	22,892	22,227	
	給与特別徴収		75,221	76,674	77,936	78,799	79,137	
	年金特別徴収		15,425	15,199	15,833	15,948	16,101	
	計		114,367	115,343	117,043	117,639	117,465	
税	市 民 税	普通徴収	均等割	85,814	84,488	84,060	82,220	80,251
		所得割	2,817,661	2,811,102	2,917,543	2,802,352	2,768,520	
		給与特別徴収	均等割	257,978	263,122	267,648	271,049	272,707
		所得割	10,442,347	10,623,763	10,814,138	10,934,056	10,614,533	
		年金特別徴収	均等割	49,109	50,357	50,885	51,416	52,084
		所得割	694,880	708,898	708,306	719,337	724,240	
		小 計	14,347,789	14,541,730	14,842,580	14,860,430	14,512,335	
	県 民 税	普通徴収	均等割	44,133	43,451	43,231	42,285	41,272
		所得割	1,888,990	1,884,295	1,955,101	1,878,338	1,855,870	
		給与特別徴収	均等割	132,678	135,324	137,651	139,400	140,252
		所得割	7,004,818	7,127,087	7,254,339	7,334,859	7,120,926	
		年金特別徴収	均等割	25,255	25,897	26,169	26,442	26,785
		所得割	465,962	475,340	474,916	482,305	485,587	
小 計		9,561,836	9,691,394	9,891,407	9,903,629	9,670,692		
額	市・県民税	普通徴収	均等割	129,947	127,939	127,291	124,505	121,523
		所得割	4,706,651	4,695,397	4,872,644	4,680,690	4,624,390	
		給与特別徴収	均等割	390,656	398,446	405,299	410,449	412,959
		所得割	17,447,165	17,750,850	18,068,477	18,268,915	17,735,459	
		年金特別徴収	均等割	74,364	76,254	77,054	77,858	78,869
		所得割	1,160,842	1,184,238	1,183,222	1,201,642	1,209,827	
		合 計	23,909,625	24,233,124	24,733,987	24,764,059	24,183,027	
伸 び 率		101.5	101.4	102.1	100.1	97.7		
特定あん分率 (県)		39.99	39.99	39.99	39.99	39.98		

(2) 個人市民税納税義務者の内訳 (当初現年分)

(単位：人)

区分 年度	均等割のみの者	所得割のみの者	均等割 所得割 の者	合計
平成29年度	4,318	0	108,802	113,120
平成30年度	4,678	0	109,838	114,516
令和元年度	4,790	0	111,102	115,892
令和2年度	4,764	0	111,618	116,382
令和3年度	4,794	0	111,536	116,330

(3) 課税標準所得別納税義務者数 (当初)

(単位：人)

区分 年度	給与所得者	営業等所得者	農業所得者	その他の所得者	合計
平成29年度	87,051	3,753	38	17,960	108,802
平成30年度	88,120	3,677	33	18,008	109,838
令和元年度	89,479	3,634	34	17,955	111,102
令和2年度	90,112	3,516	24	17,966	111,618
令和3年度	89,639	3,871	28	17,998	111,536

(注) 均等割のみの者を除く。

(4) 課税標準額所得割等に関する調べ(6月末)

(単位:人・千円)

年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
区分						
納税義務者数		108,802	109,838	111,102	111,618	111,536
総所得金額	総所得金額	361,675,235	367,634,034	375,010,420	377,008,430	383,436,879
	山林所得金額 退職所得	0	0	0	1,372	0
	分離譲渡金額等	8,966,585	10,376,619	12,910,885	11,246,680	11,320,061
	計	370,641,820	378,010,653	387,921,305	388,256,482	394,756,940
所得控除額	雑損	1,832	6,103	11,385	6,183	4,252
	医療費	2,560,710	2,595,874	2,644,949	2,603,553	2,368,177
	社会保険料	61,260,700	62,935,899	64,387,258	65,248,697	65,656,532
	小規模共済	895,076	991,084	1,133,594	1,237,344	1,458,003
	生命保険料	3,471,994	3,542,334	3,609,255	3,629,078	3,639,401
	地震保険料	260,637	266,620	275,321	287,561	298,913
	障害者	995,460	987,720	1,007,580	1,017,440	1,021,480
	寡婦	508,220	527,900	541,980	549,760	180,180
	寡夫	55,120	54,600	57,720	65,780	
	ひとり親					434,100
	勤労学生	2,860	2,600	3,120	7,020	2,340
	配偶者	9,575,500	9,383,210	8,356,090	8,119,140	8,026,800
	配偶者特別	612,610	573,160	1,406,470	1,470,750	1,427,820
	扶養	6,843,610	6,815,030	6,925,470	6,925,030	6,928,530
	同居特障加算分	202,400	195,040	189,520	183,540	185,610
	基礎	35,904,660	36,246,540	36,663,660	36,833,940	47,741,570
計	123,151,389	125,123,714	127,213,372	128,184,816	139,373,708	
課税標準額	総所得金額	238,633,970	242,645,071	247,909,482	248,944,477	244,154,063
	山林所得金額 退職所得	0	0	0	1,318	0
	分離譲渡金額等	8,856,461	10,241,868	12,798,451	11,125,871	11,229,169
	計	247,490,431	252,886,939	260,707,933	260,071,666	255,383,232
算出税額		14,577,443	14,860,028	15,252,290	15,261,196	14,981,135
税額控除額等		356,635	428,848	530,988	551,313	673,172
調整控除		216,118	216,832	218,621	219,360	220,073
配当割額・株式等譲渡所得割額 控除		18,367	33,668	24,473	23,295	30,107
所得割額		13,986,323	14,180,681	14,478,208	14,467,228	14,057,783

(5) 退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調べ(令和3年6月末まで)

(単位:人・千円)

年度 調定月	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額
4	82	11,325	69	7,759	32	5,942	49	8,253	59	12,572
5	190	25,569	221	31,419	164	23,196	145	38,457	109	14,214
6	36	4,674	34	6,475	59	14,752	34	8,193	48	7,863
7	25	3,271	39	4,521	36	7,438	30	7,532		
8	34	5,146	54	10,651	29	3,886	29	8,595		
9	25	1,642	48	8,957	36	6,761	20	10,664		
10	26	3,890	25	3,790	19	2,981	23	3,280		
11	45	8,791	29	5,232	45	7,010	29	3,193		
12	24	3,097	22	3,965	23	3,277	19	3,316		
1	26	3,376	31	4,713	33	10,041	25	4,029		
2	28	3,230	41	6,936	34	4,792	38	6,522		
3	34	6,611	30	4,638	24	2,918	33	4,440		
合 計	575	80,622	643	99,056	534	92,994	474	106,474	216	34,649

(6) 課税標準額段階別納税義務者数 (令和3年当初)

(単位：人)

内 訳 段 階	給与所得者	営 業 等 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 の 所 得 者	譲 渡 所 得 に 関 連 した 課 税 者	計
10万円以下	2,614	168	1	905	200	3,888
10万円超え 100万円以下	21,747	1,134	16	9,557	242	32,696
100万円超え 200万円以下	27,349	960	5	3,815	234	32,363
200万円超え 300万円以下	17,121	651	2	1,205	197	19,176
300万円超え 400万円以下	8,603	358	1	489	122	9,573
400万円超え 550万円以下	6,645	248	1	373	131	7,398
550万円超え 700万円以下	2,165	136	1	216	76	2,594
700万円超え 1,000万円以下	1,697	66	0	245	85	2,093
1,000万円超え	1,170	118	1	311	155	1,755
合 計	89,111	3,839	28	17,116	1,442	111,536
200万円以下	51,710	2,262	22	14,277	676	68,947
200万円超え 700万円以下	34,534	1,393	5	2,283	526	38,741
700万円超え	2,867	184	1	556	240	3,848

(7) 課税標準額段階別総所得金額 (令和3年当初)

(単位: 千円)

内 訳 段 階	給与所得者	営 業 者 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 の 所 得 者	譲 渡 所 得 に つ いて 分 離 課 税 し た 者	計
10万円以下	1,722,662	146,927	924	859,473	2,134,338	4,864,324
10万円超え 100万円以下	31,851,446	1,752,227	23,096	13,978,487	1,694,393	49,299,649
100万円超え 200万円以下	70,659,361	2,501,434	13,187	9,493,136	2,349,348	85,016,466
200万円超え 300万円以下	66,302,342	2,433,048	7,606	4,423,961	2,048,297	75,215,254
300万円超え 400万円以下	44,491,027	1,712,450	5,192	2,317,963	1,332,854	49,859,486
400万円超え 550万円以下	43,963,343	1,516,051	6,630	2,266,171	1,726,116	49,478,311
550万円超え 700万円以下	17,970,527	1,068,624	7,394	1,688,286	1,225,330	21,960,161
700万円超え 1,000万円以下	17,652,265	650,007	0	2,441,884	1,363,160	22,107,316
1,000万円超え	22,610,249	2,730,918	14,893	5,612,601	5,987,312	36,955,973
合計	317,223,222	14,511,686	78,922	43,081,962	19,861,148	394,756,940
200万円以下	104,233,469	4,400,588	37,207	24,331,096	6,178,079	139,180,439
200万円超え 700万円以下	172,727,239	6,730,173	26,822	10,696,381	6,332,597	196,513,212
700万円超え	40,262,514	3,380,925	14,893	8,054,485	7,350,472	59,063,289

(8) 事業専従者に関する調べ

(単位：人・千円)

区分 年度	青色申告					事業専従者を有する白色申告者				
	青色申告 納税 義務者数	事業専従者を有する者			専従者 給与額	納税 義務者数	納税 義務者数	白色事業 専従者数		専従者 給与額
		青色事業 専従者数	専従者 給与額	納税 義務者数				白色事業 専従者数	専従者 給与額	
平成24年度	6,917	1,118	321	2,843,250	1,300	76	68	9	62,412	
平成25年度	6,943	1,098	304	2,813,496	1,274	94	80	19	70,877	
平成26年度	6,909	1,087	313	2,816,823	1,274	93	81	70	104,660	
平成27年度	7,013	1,083	325	3,029,802	1,268	91	80	26	81,800	
平成28年度	7,163	1,087	309	2,884,088	1,260	91	79	60	97,940	
平成29年度	7,448	1,080	300	2,789,724	1,264	88	78	19	76,580	
平成30年度	7,474	1,038	284	2,693,774	1,209	86	77	21	72,729	
令和元年度	7,568	998	285	2,689,655	1,171	77	66	22	64,637	
令和2年度	7,345	983	259	2,560,483	1,145	76	66	11	57,631	
令和3年度	7,750	987	265	2,513,326	1,149	73	61	15	53,132	

16 法人市民税

(1) 税率別調定額前年度対比表

区分・税率		年度		令和2年度	令和元年度	対前年度比	構成比
		税率	千円				
申告 区分	確定 ・ 予定		14.7	0	0	98.9	75.2
		※1	12.1	4,306,086	6,455,928		
		※2	8.4	2,078,251	0		
			13.5	0	0	67.9	3.1
		※1	10.9	150,174	387,575		
		※2	7.2	112,810	0		
			12.3	0	786	85.5	8.6
		※1	9.7	440,829	855,436		
		※2	6.0	291,282	48		
		14.7	10,543	341	566.8	0.8	
	※1	12.1	64,015	12,813			
	※2	8.4	0	0			
		13.5	0	146	72.3	0.1	
	※1	10.9	2,331	3,077			
	※2	7.2	0	0			
		12.3	357	1,256	59.8	0.1	
	※1	9.7	6,759	10,728			
	※2	6.0	47	0			
小計				7,463,484	7,728,134	96.6	87.9
均等割				1,023,612	1,022,194	100.1	12.1
合計				8,487,096	8,750,328	97.0	100.0
納税 義務 者 数	地方税法第三百十二条第一項	第1号法人		4,964	4,866	102.0	67.3
		第2号法人		70	66	106.1	0.9
		第3号法人		1,072	1,077	99.5	14.5
		第4号法人		124	129	96.1	1.7
		第5号法人		467	465	100.4	6.3
		第6号法人		71	77	92.2	1.0
		第7号法人		495	513	96.5	6.7
		第8号法人		40	40	100.0	0.5
		第9号法人・ 人格のない社団等		80	77	103.9	1.1
	合計				7,383	7,310	101.0

※1 平成26年10月1日以降に開始する事業年度の税率

※2 令和元年10月1日以降に開始する事業年度の税率

(2) 調定額の推移



(3) 月別調定額前年度対比表

(単位：円・件・%)

年度 月	令和2年度		令和元年度		調定額 対前年度比
	調定額	申告件数	調定額	申告件数	
4	129,494,100	583	198,147,700	686	65.4
5	293,680,700	1,405	297,802,900	1,504	98.6
6	942,490,900	1,389	951,776,000	1,742	99.0
7	3,761,989,000	1,113	3,248,922,100	928	115.8
8	302,120,500	1,028	212,067,200	1,094	142.5
9	188,938,300	822	197,286,000	749	95.8
10	168,758,200	866	102,535,900	753	164.6
11	2,102,048,900	1,669	827,120,500	1,737	254.1
12	242,738,300	713	2,175,515,900	719	11.2
1	123,527,200	786	58,498,900	486	211.2
2	70,785,500	743	96,256,600	852	73.5
3	160,524,600	740	384,397,800	1,054	41.8
計	8,487,096,200	11,857	8,750,327,500	12,304	97.0

17 固定資産税・都市計画税

(1) 固定資産税・都市計画税に関する調べ（当初）

（単位：千円）

区分	年 度	固定資産税課税標準額	都市計画税課税標準額
土 地 ・ 家 屋	平成29年度	1,203,243,174	1,220,302,650
	平成30年度	1,193,644,876	1,213,008,964
	令和元年度	1,212,167,735	1,228,016,998
	令和2年度	1,226,314,853	1,240,568,789
	令和3年度	1,198,410,527	1,214,081,935
償 却 資 産	平成29年度	232,761,354	—
	平成30年度	237,148,908	—
	令和元年度	252,056,606	—
	令和2年度	268,800,285	—
	令和3年度	245,977,488	—
合 計	平成29年度	1,436,004,528	1,220,302,650
	平成30年度	1,430,793,784	1,213,008,964
	令和元年度	1,464,224,341	1,228,016,998
	令和2年度	1,495,115,138	1,240,568,789
	令和3年度	1,444,388,015	1,214,081,935

(2) 土地に関する概要調書

区分 地目	地 積				決 定 価 格				筆 数				単位当たり価格		
	非課税地積 (㎡) (イ)	評価総地積 (㎡) (ロ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ハ)	法定免税点 以上のもの (㎡) (ニ)	総 額 (千円) (ホ)	法定免税点 未満のもの (千円) (ヘ)	法定免税点 以上のもの (千円) (ト)	(ト)に係る 課税標準額 (千円) (チ)	非課税地 筆数 (筆) (リ)	評 価 筆数 (筆) (ヌ)	総 数 (筆) (ル)	法定免税点 未満のもの (筆) (ヲ)	法定免税点 以上のもの (筆) (ヅ)	平均 価 格 (円/㎡) (ワ)	最 高 価 格 (円/㎡) (カ)
田	一般田	101,926	4,530,647	310,606	4,220,041	452,257	30,815	421,442	421,442	221	7,159	522	6,637	100	113
	勸告遊休田														
	介在田等	13	170,588		170,588	5,319,065		5,319,065	1,383,375	1	489		489	31,181	79,100
畑	一般畑	108,348	7,137,666	769,938	6,367,728	450,235	48,039	402,196	402,137	268	13,683	1,699	11,984	63	81
	勸告遊休畑														
	介在畑等	112,616	728,755	35	728,720	32,601,492	969	32,600,523	10,898,961	144	2,329	2	2,327	44,736	154,000
宅地	小規模住宅用地		10,908,650	4,359	10,904,291	687,216,073	171,912	687,044,161	113,453,920		71,513	355	71,158	62,997	523,480
	一般住宅用地		3,304,791	1,190	3,303,601	148,517,689	29,923	148,487,766	49,187,090		25,730	146	25,584	44,940	347,320
	商業地等 (非住宅用地)		7,599,584	20	7,599,564	463,342,499	1,380	463,341,119	273,913,032		10,340	10	10,330	60,969	770,851
	計	2,510,083	21,813,025	5,569	21,807,456	1,299,076,261	203,215	1,298,873,046	436,554,042	2,621	107,583	511	107,072	59,555	770,851
塩田															
鉱泉地		20		20	458		458	458		6		6	22,900	32,542	
池沼															
山林	一般山林	2,435,222	14,194,284	1,421,794	12,772,490	413,942	45,494	368,448	368,448	1,271	9,583	1,747	7,836	29	44
	介在山林	756	14,632	13	14,619	145,980	81	145,899	100,813	4	56	1	55	9,977	32,068
牧場		25,658		25,658	11,931		11,931	11,931		32		32	465	465	
原野	740	319,847	10,464	309,383	5,220	239	4,981	4,981	8	136	16	120	16	25	
雑種地	ゴルフ場の用地	17,101	3,681,992		3,681,992	11,227,959		11,227,959	7,858,675	79	2,663		2,663	3,049	19,100
	遊園地等の用地	687,037								619					
	鉄軌道用地 (単体利用)		35,762		35,762	886,875		886,875	556,656		62		62	24,799	66,000
	鉄軌道用地 (複合利用)		23,355		23,355	4,484,185		4,484,185	2,737,458		32		32	192,001	382,068
	その他の雑種地	1,147,738	4,911,683	117,866	4,793,817	155,742,491	104,796	155,637,695	102,672,136	2,738	14,990	1,373	13,617	31,709	397,456
計	1,851,876	8,652,792	117,866	8,534,926	172,341,510	104,796	172,236,714	113,824,925	3,436	17,747	1,373	16,374	19,917	397,456	
その他	29,130,506									80,094					
合計	36,252,086	57,587,914	2,636,285	54,951,629	1,510,818,351	433,648	1,510,384,703	563,971,513	88,068	158,803	5,871	152,932	26,235		

(3) 宅地に関する調べ

地区別	区分	地積 (㎡) (イ)	決定価格 (千円) (ロ)	課税標準額 (千円) (ハ)	筆数 (筆)	単位当たり価格	
						平均価格 $\frac{(ロ)}{(イ)}$ (円/㎡)	最高価格 (円/㎡)
商業地区	繁華街	0	0	0	0	0	0
	高度商業区Ⅰ	0	0	0	0	0	0
	高度商業区Ⅱ	90,252	33,131,373	19,397,467	315	367,098	770,851
	普通商業区	655,748	73,783,003	38,492,559	1,559	112,517	347,320
	計	746,000	106,914,376	57,890,026	1,874	143,317	770,851
住宅地区	併用住宅区	1,628,520	128,942,050	53,284,771	6,836	79,177	201,004
	高級住宅区	0	0	0	0	0	0
	普通住宅区	11,534,343	732,805,353	167,300,481	77,037	63,532	177,100
	計	13,162,863	861,747,403	220,585,252	83,873	65,468	201,004
工業地区	大工場区	2,702,492	145,250,738	71,042,502	646	53,747	85,640
	中小工場区	1,910,449	112,181,466	62,723,162	2,865	58,720	111,308
	家内工業区	0	0	0	0	0	0
	計	4,612,941	257,432,204	133,765,664	3,511	55,807	111,308
村落地区	集団地区	1,666,956	40,217,311	12,307,563	9,396	24,126	41,000
	村落地区	1,565,160	32,292,199	11,831,744	8,243	20,632	35,520
	計	3,232,116	72,509,510	24,139,307	17,639	22,434	41,000
	観光地区	0	0	0	0	0	0
	農業用施設の用に供する宅地	53,536	269,553	173,793	174	5,035	5,112
	生産緑地地区内の宅地	0	0	0	0	0	0
	合計	21,807,456	1,298,873,046	436,554,042	107,071	59,561	770,851

(4) 家屋に関する概要調書

区分		所有者数 (人)	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	1㎡当たり価格 (円)
木 造	総数		53,153	5,654,195	159,005,313	28,122
	法定免税点 未満のもの		1,528	61,528	502,974	8,175
	法定免税点 以上のもの		51,625	5,592,667	158,502,339	28,341
木 造 以 外	総数		17,612	9,637,458	491,142,325	50,962
	法定免税点 未満のもの		454	179,395	9,336,415	52,044
	法定免税点 以上のもの		17,158	9,458,063	481,805,910	50,941
合 計	総数	67,509	70,765	15,291,653	650,147,638	42,517
	法定免税点 未満のもの	1,512	1,982	240,923	9,839,389	40,840
	法定免税点 以上のもの	65,997	68,783	15,050,730	640,308,249	42,543

〈参考〉

実際免税点の額	200,000円
---------	----------

(5) 償却資産に関する概要調書

納税義務者数に関する調べ

納税義務者数	個人	1,702
	法人	5,479
	計	7,181

総括表

種 類	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	課税標準額の内訳		
			法第349条の3、法附則第15条の規定の適用を受けるもの (千円)(イ)	(イ)以外のもの (千円)(ロ)	
市町村長が価格等を決定したものの	構 築 物	61,426,394	60,476,596	1,213,821	59,262,775
	機 械 及 び 装 置	98,438,093	95,948,854	1,628,799	94,320,055
	船 舶	1,384	1,384		1,384
	航 空 機	0	0	0	0
	車 輛 及 び 運 搬 具	1,282,049	1,272,726	9,324	1,263,402
	工 具 、 器 具 及 び 備 品	60,415,593	60,073,992	281,860	59,792,132
	小 計 (ハ)	221,563,513	217,773,552	3,133,804	214,639,748
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	26,410,621	25,488,101		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	4,205,972	2,715,835		
	小 計 (ニ)	30,616,593	28,203,936		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)					
合 計 (ハ) + (ニ) + (ホ)	252,180,106	245,977,488			
内 訳	市 町 村 分 の 額		245,977,488		
	道 府 県 分 の 額				

市町村長が価格等を決定したもののうち、法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を受けるものに関する調べ

区 分	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)
法第349条の3	第2項	160
	第9項	5,548
	第19項	29,105
	旧第18項	936
法附則第15条	第2項	25,574
	第27項	2,223
	第34項	23,777
	第41項	301
	旧第3項	6,345
	旧第7項	333
	旧第31項	403,764
	旧第41項	0
旧第43項	232,907	
合 計	2,118,101	730,973

(6) 土地の年度別構成比

(単位：%)

区分 年度	区分					評価総地積 (千㎡)
	田	畑	宅地	山林	その他	
平成24年度	8.9	14.3	36.0	25.6	15.2	58,737
平成25年度	8.9	14.3	36.4	25.4	15.0	58,524
平成26年度	8.9	14.2	36.5	25.4	15.0	58,401
平成27年度	8.7	14.1	36.7	25.3	15.2	58,350
平成28年度	8.7	14.2	37.2	24.7	15.2	57,743
平成29年度	8.6	14.1	37.4	24.7	15.2	57,754
平成30年度	8.6	14.0	37.4	24.7	15.3	57,795
令和元年度	8.4	13.9	37.7	24.7	15.3	57,710
令和2年度	8.4	13.7	37.8	24.8	15.3	57,635
令和3年度	8.2	13.7	37.9	24.7	15.5	57,587

(7) 家屋の棟数及び床面積調べ

(各年度1月現在)

区分 年度	総棟数 (棟)			総床面積 (㎡)		
	計	木造	木造以外	計	木造	木造以外
平成24年度	67,927	51,112	※ 16,815	14,226,001	5,264,597	8,961,404
平成25年度	68,314	51,429	※ 16,885	14,334,287	5,321,152	9,013,135
平成26年度	68,917	51,749	※ 17,168	14,557,171	5,372,743	9,184,428
平成27年度	69,349	52,078	※ 17,271	14,661,105	5,431,200	9,229,905
平成28年度	69,527	52,210	※ 17,317	14,773,963	5,459,993	9,313,970
平成29年度	69,929	52,500	※ 17,429	14,814,442	5,510,181	9,304,261
平成30年度	70,206	52,725	※ 17,481	14,926,322	5,553,557	9,372,765
令和元年度	70,317	52,828	※ 17,489	15,087,521	5,583,040	9,504,481
令和2年度	70,558	52,995	※ 17,563	15,202,150	5,619,464	9,582,686
令和3年度	70,765	53,153	※ 17,612	15,291,653	5,654,195	9,637,458

※ 区分所有されている共同住宅などについては、居室数でなく、1つの建物を1棟とした。

18 軽自動車税

(1) 軽自動車税（種別割）に関する調べ（当初）

令和3年4月1日現在（単位：台・円）

車種	区分		賦課期日現在台数			非課税台数	減免台数	差引課税台数	税率	調定額
			一般	官公署	計					
原動機付自転車	50cc以下		10,789	16	10,805	16	0	10,789	2,000	21,578,000
	50cc超 90cc以下		841	5	846	5	0	841	2,000	1,682,000
	90cc超 125cc以下		4,685	46	4,731	46	3	4,682	2,400	11,236,800
	ミニカー		253	0	253	0	1	252	3,700	932,400
	小計		16,568	67	16,635	67	4	16,564		35,429,200
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車 (側車付のものを含む)		4,056	26	4,082	26	4	4,052	3,600	14,587,200
	三輪車		8	0	8	0	0	8		36,800
	四輪	乗用	営業用	0	0	0	0	0		0
			自家用	33,760	14	33,774	14	453	33,307	
		米軍	1	0	1	0	0	1		3,000
	貨物用	営業用	971	0	971	0	2	969		3,520,000
		自家用	9,763	41	9,804	41	62	9,701		48,686,200
	農耕用		1,452	3	1,455	3	0	1,452	2,400	3,484,800
	特殊作業用		366	1	367	1	0	366	5,900	2,159,400
	小計		50,377	85	50,462	85	521	49,856		396,895,000
二輪の小型自動車		3,875	36	3,911	36	1	3,874	6,000	23,244,000	
合計		70,820	188	71,008	188	526	70,294		455,568,200	

※P.37 (2) 軽自動車税に関する調べ（当初、三輪・四輪内訳）参照

(注) 表中「米軍」は「厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例」に基づき課税したもの

(2) 軽自動車税(種別割)に関する調べ(当初、三輪・四輪内訳)

令和3年4月1日現在(単位:台・円)

区分		賦課期日現在台数			非課税台数	減免台数	差引課税台数	税率	調定額		
		一般	官公署	計							
三輪	標準税率(新税率)	0	0	0	0	0	0	3,900	0		
	旧税率	0	0	0	0	0	0	3,100	0		
	重課税率	8	0	8	0	0	8	4,600	36,800		
	軽課税率(75%軽減)	0	0	0	0	0	0	1,000	0		
	軽課税率(50%軽減)	0	0	0	0	0	0	2,000	0		
	軽課税率(25%軽減)	0	0	0	0	0	0	3,000	0		
	小計	8	0	8	0	0	8		36,800		
四輪	乗用	営業用	標準税率(新税率)	0	0	0	0	0	6,900	0	
			旧税率	0	0	0	0	0	5,500	0	
			重課税率	0	0	0	0	0	8,200	0	
			軽課税率(75%軽減)	0	0	0	0	0	1,800	0	
			軽課税率(50%軽減)	0	0	0	0	0	3,500	0	
			軽課税率(25%軽減)	0	0	0	0	0	5,200	0	
	乗用	自家用	標準税率(新税率)	12,032	4	12,036	4	178	11,854	10,800	128,023,200
			旧税率	13,181	7	13,188	7	191	12,990	7,200	93,528,000
			重課税率	7,344	2	7,346	2	84	7,260	12,900	93,654,000
			軽課税率(75%軽減)	0	0	0	0	0	0	2,700	0
			軽課税率(50%軽減)	197	1	198	1	0	197	5,400	1,063,800
			軽課税率(25%軽減)	1,006	0	1,006	0	0	1,006	8,100	8,148,600
	米軍	特例	1	0	1	0	0	1	3,000	3,000	
	貨物	営業用	標準税率(新税率)	462	0	462	0	0	462	3,800	1,755,600
			旧税率	334	0	334	0	1	333	3,000	999,000
			重課税率	164	0	164	0	1	163	4,500	733,500
			軽課税率(75%軽減)	0	0	0	0	0	0	1,000	0
			軽課税率(50%軽減)	0	0	0	0	0	0	1,900	0
			軽課税率(25%軽減)	11	0	11	0	0	11	2,900	31,900
		自家用	標準税率(新税率)	3,450	19	3,469	19	13	3,437	5,000	17,185,000
			旧税率	2,938	3	2,941	3	22	2,916	4,000	11,664,000
重課税率			3,261	17	3,278	17	27	3,234	6,000	19,404,000	
軽課税率(75%軽減)			0	1	1	1	0	0	1,300	0	
軽課税率(50%軽減)			0	0	0	0	0	0	2,500	0	
軽課税率(25%軽減)			114	1	115	1	0	114	3,800	433,200	
小計	44,495	55	44,550	55	517	43,978		376,626,800			
合計	44,503	55	44,558	55	517	43,986		376,663,600			

(注) 表中「米軍」は「厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例」に基づき課税したもの

(3) 軽自動車税(種別割) 車種別台数及び調定額の推移(当初)

(単位:台・円・%)

車種	年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度				
		台数	対前年度比	台数	対前年度比	台数	対前年度比	構成比		
		調定額		調定額		調定額				
原動機付自転車	50cc以下	11,668	96.2	11,192	95.9	10,789	96.4	15.3		
		23,336,000	96.2	22,384,000	95.9	21,578,000	96.4	4.7		
	50cc超 90cc以下	858	97.4	834	97.2	841	100.8	1.2		
		1,716,000	97.4	1,668,000	97.2	1,682,000	100.8	0.4		
	90cc超 125cc以下	4,328	103.8	4,503	104.0	4,682	104.0	6.7		
		10,387,200	103.8	10,807,200	104.0	11,236,800	104.0	2.5		
	ミニカー	239	99.2	237	99.2	252	106.3	0.4		
		884,300	99.2	876,900	99.2	932,400	106.3	0.2		
	小計	17,093	98.0	16,766	98.1	16,564	98.8	23.6		
		36,323,500	98.3	35,736,100	98.4	35,429,200	99.1	7.8		
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車 (側車付きのものを含む)	4,001	102.5	4,016	100.4	4,052	100.9	5.7		
		14,403,600	102.5	14,457,600	100.4	14,587,200	100.9	3.2		
	三輪車	9	100.0	8	88.9	8	100.0	0.0		
		39,900	103.9	35,300	88.5	36,800	104.2	0.0		
	四輪	乗用	営業用	0	—	0	—	0	0.0	
			0	—	0	—	0	—	0.0	
		乗用	自家用	32,334	102.0	32,797	101.4	33,307	101.6	47.4
			294,934,500	106.4	309,873,900	105.1	324,417,600	104.7	71.2	
		米軍	0	—	0	—	1	皆増	0.0	
			0	—	0	—	3,000	皆増	0.0	
	貨物用	営業用	711	109.6	805	113.2	969	120.4	1.4	
		2,482,400	113.2	2,871,000	115.7	3,520,000	122.6	0.8		
		自家用	9,670	99.7	9,605	99.3	9,701	101.0	13.8	
47,008,300	101.8	47,544,800	101.1	48,686,200	102.4	10.6				
農耕用	1,438	101.1	1,445	100.5	1,452	100.5	2.1			
	3,451,200	101.1	3,468,000	100.5	3,484,800	100.5	0.8			
特殊作業用	336	104.2	350	104.2	366	104.6	0.5			
	1,982,400	104.2	2,065,000	104.2	2,159,400	104.6	0.5			
小計	48,499	101.7	49,026	101.1	49,856	101.7	70.9			
	364,302,300	105.6	380,315,600	104.4	396,895,000	104.4	87.1			
二輪の 小型自動車	3,781	101.3	3,808	100.7	3,874	101.7	5.5			
	22,686,000	101.3	22,848,000	100.7	23,244,000	101.7	5.1			
合計	69,373	100.7	69,600	100.3	70,294	101.0	100.0			
	423,311,800	104.6	438,899,700	103.7	455,568,200	103.8	100.0			

(注) 表中「米軍」は「厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例」に基づき課税したもの

(4) 軽自動車税環境性能割月別調定額

(単位：円)

年度 月	令和3年度	令和2年度
4	1,754,200	1,673,000
5	2,891,200	1,977,500
6	1,913,300	1,499,600
7	1,580,400	1,067,300
8	2,104,600	2,194,400
9	2,132,400	1,745,400
10	2,130,700	1,599,000
11		2,141,100
12		2,211,400
1		2,411,600
2		1,384,300
3		1,527,400
計	14,506,800	21,432,000

19 市たばこ税に関する調べ

上欄…調定額（円）、下欄…前月売上本数（本）

年度 申告月	平成30年度	対前年度比 (%)	令和元年度	対前年度比 (%)	令和2年度	対前年度比 (%)
4	146,371,236	84.5	152,974,587	104.5	146,049,860	95.5
	28,238,804	83.1	27,109,940	96.0	25,658,795	94.6
5	146,889,293	93.8	154,137,050	104.9	137,779,062	89.4
	28,099,980	92.9	27,311,605	97.2	24,205,738	88.6
6	146,103,813	89.8	164,877,549	112.8	139,469,675	84.6
	27,977,145	88.7	29,214,449	104.4	24,502,754	83.9
7	150,502,288	91.8	145,545,680	96.7	147,033,935	101.0
	28,813,116	90.7	25,789,863	89.5	25,831,682	100.2
8	149,179,725	88.4	164,763,753	110.4	155,736,670	94.5
	28,558,795	87.3	29,194,213	102.2	27,360,624	93.7
9	159,572,171	91.6	154,752,977	97.0	146,255,911	94.5
	30,543,421	90.4	27,409,048	89.7	25,694,995	93.7
10	191,196,410	116.7	167,514,202	87.6	193,427,530	115.5
	36,544,614	115.0	29,594,681	81.0	33,982,349	114.8
11	124,462,261	65.1	141,081,667	113.4	118,599,870	84.1
	22,106,447	59.7	24,785,743	112.1	19,368,910	78.1
12	143,006,935	81.7	147,774,185	103.3	140,696,814	95.2
	25,362,826	74.7	25,961,733	102.4	22,982,165	88.5
1	159,033,792	74.8	153,162,958	96.3	155,162,384	101.3
	28,189,369	68.5	26,908,461	95.5	25,345,048	94.2
2	138,274,413	92.2	149,705,194	108.3	137,850,525	92.1
	24,510,453	84.3	26,300,983	107.3	22,517,237	85.6
3	139,437,313	91.5	137,653,095	98.7	135,568,419	98.5
	24,707,968	83.7	24,183,608	97.9	22,144,466	91.6
手持品 課税	7,409,531		182,930		6,314,072	
	17,054,015		108,140		14,684,041	
計	1,801,439,181	90.7	1,834,125,827	101.8	1,759,944,727	96.0
	350,706,953	90.6	323,872,467	92.3	314,278,804	97.0

区分 年度	売り渡し本数 (本)	税 率	税 額 (円)
H27年度	387,165,551	[平成30年4月からの売渡分] ・旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ千本につき5,262円 ・旧3級品の紙巻たばこ千本につき4,000円	1,987,069,140
H28年度	396,974,534		2,044,611,990
H29年度	363,554,312	[平成30年10月からの売渡分] ・旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ千本につき5,692円 ・旧3級品の紙巻たばこ千本につき4,000円	1,882,983,111
H30年度	350,706,953		1,801,439,181
R元年度	323,872,467	[令和元年10月からの売渡分] ・製造たばこ千本につき5,692円	1,834,125,827
R2年度	314,278,804	[令和2年10月1日からの売上分] ・製造たばこ千本につき6,122円	1,759,944,727

(注) 旧3級品の紙巻たばことは、専売納付金制度化において、3級品とされていた紙巻たばこをいう。

20 入湯税に関する調べ

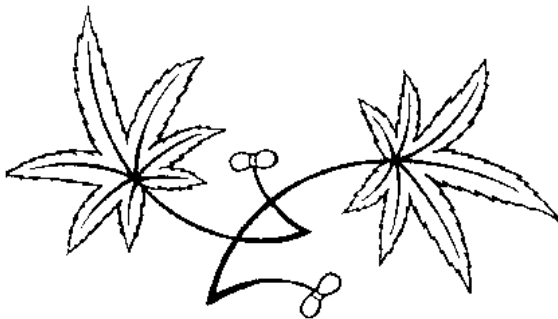
区分 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
税率	1人1日につき150円	1人1日につき150円	1人1日につき150円
課税対象入湯客数	36,413人	35,704人	15,733人
課税対象入湯客数 (1箇月平均)	3,034人	2,975人	1,311人
特別徴収義務者数	飯山地区 3軒	飯山地区 2軒	飯山地区 2軒
	七沢地区 7軒	七沢地区 7軒	七沢地区 7軒
	睦合地区 1軒	睦合地区 1軒	睦合地区 1軒
	計 11軒	計 10軒	計 10軒

○月別調定額の推移

(単位：円・%)

年度 \ 調定月	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比
4	470,400	85.2	555,150	118.0	181,800	32.7
5	435,750	98.5	473,850	108.7	39,450	8.3
6	428,550	90.2	510,900	119.2	37,200	7.3
7	413,700	102.6	406,950	98.4	75,900	18.7
8	334,350	81.0	396,450	118.6	137,700	34.7
9	643,500	101.6	612,300	95.2	300,900	49.1
10	375,900	118.8	367,800	97.8	269,400	73.2
11	444,000	101.9	382,200	86.1	319,350	83.6
12	531,000	109.1	497,850	93.8	388,800	78.1
1	506,850	101.2	444,600	87.7	327,150	73.6
2	463,350	101.3	435,150	93.9	151,500	34.8
3	414,600	97.3	272,400	65.7	130,800	48.0
合計	5,461,950	98.5	5,355,600	98.1	2,359,950	44.1

第 3 章 納税



市の木 もみじ
(昭和 44 年 2 月 1 日制定)

もみじ（カエデ科）

日本全土に生育する落葉の広葉高木で、葉の形は人の手に似ており、土質としては中位の湿気を好み、本市の土壤にも適しています。

また、種類が豊富で移植も容易なことから用途も広く、種類によっては主木として家庭向又は街路樹として、あるいは山に植栽し景観を引き立てるのにも適しています。

2 1 市税収入実績調べ

令和2年度

(単位：円)

税目	予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合		前年度対調定 (%)	
						対予算 (%)	対調定 (%)		
現 年 度	市民税	22,788,000,000	23,570,631,302	23,399,905,657	57,910	170,667,735	102.69	99.28	99.25
内 訳	個人	14,360,000,000	15,083,535,102	14,968,330,285	57,910	115,146,907	104.24	99.24	98.87
	法人	8,428,000,000	8,487,096,200	8,431,575,372	0	55,520,828	100.04	99.35	99.91
内 訳	固定資産税	20,146,000,000	20,550,108,900	20,448,767,362	26,961	101,314,577	101.50	99.51	99.61
	土地・家屋	16,631,000,000	16,758,685,500	16,689,286,262	26,961	69,372,277	100.35	99.59	99.53
	償却資産	3,422,000,000	3,696,387,800	3,664,445,500	0	31,942,300	107.08	99.14	99.97
内 訳	国有資産交付金	93,000,000	95,035,600	95,035,600	0	0	102.19	100.00	100.00
	軽自動車税	474,784,000	458,678,700	453,459,970	6,000	5,212,730	95.51	98.86	98.54
内 訳	種別割	434,305,000	437,246,700	432,027,970	6,000	5,212,730	99.48	98.81	98.52
	環境性能割	40,479,000	21,432,000	21,432,000	0	0	52.95	100.00	100.00
分	市たばこ税	1,902,385,000	1,759,944,727	1,759,944,727	0	0	92.51	100.00	100.00
	都市計画税	2,429,000,000	2,449,221,700	2,439,079,250	3,939	10,138,511	100.41	99.59	99.53
	入湯税	5,550,000	2,359,950	2,359,950	0	0	42.52	100.00	100.00
	計	47,745,719,000	48,790,945,279	48,503,516,916	94,810	287,333,553	101.59	99.41	99.44
滞 納	市民税	113,358,000	244,799,554	181,429,917	29,583,650	33,785,987	160.05	74.11	59.84
	個人	108,619,000	225,115,615	175,267,717	27,233,430	22,614,468	161.36	77.86	62.40
内 訳	法人	4,739,000	19,683,939	6,162,200	2,350,220	11,171,519	130.03	31.31	25.68
	固定資産税	70,804,000	213,155,010	83,307,560	9,367,206	120,480,244	117.66	39.08	28.58
内 訳	土地・家屋	67,821,000	205,856,771	81,057,940	9,094,906	115,703,925	119.52	39.38	28.70
	償却資産	2,983,000	7,298,239	2,249,620	272,300	4,776,319	75.41	30.82	25.42
越 分	軽自動車税	3,892,000	13,158,460	5,368,376	752,872	7,037,212	137.93	40.80	37.51
	市たばこ税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	100.00
	都市計画税	9,754,000	30,344,183	11,948,292	1,339,818	17,056,073	122.50	39.38	28.70
分	入湯税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
	計	197,810,000	501,457,207	282,054,145	41,043,546	178,359,516	142.59	56.25	43.37
	市税総計	47,943,529,000	49,292,402,486	48,785,571,061	41,138,356	465,693,069	101.76	98.97	98.81
	前年度同期	47,253,558,000	49,171,715,435	48,584,336,479	90,510,320	496,868,636	102.82	98.81	98.74

2.1 市税収入実績調べ

令和元年度

(単位：円)

税目	予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合		前年度対調定 (%)	
						対予算 (%)	対調定 (%)		
現 年 度	市民税	22,336,000,000	23,770,491,660	23,593,369,842	114,680	177,007,138	105.63	99.25	99.29
内 訳	個人	14,150,000,000	15,020,164,160	14,851,086,498	114,680	168,962,982	104.95	98.87	98.89
	法人	8,186,000,000	8,750,327,500	8,742,283,344	0	8,044,156	106.80	99.91	99.94
内 訳	固定資産税	19,847,000,000	20,155,815,100	20,076,887,414	0	78,927,686	101.16	99.61	99.70
	土地・家屋	16,467,000,000	16,565,390,700	16,487,475,214	0	77,915,486	100.12	99.53	99.66
	償却資産	3,296,000,000	3,505,756,800	3,504,744,600	0	1,012,200	106.33	99.97	99.93
内 訳	国有資産交付金	84,000,000	84,667,600	84,667,600	0	0	100.79	100.00	100.00
	軽自動車税	432,377,000	426,739,000	420,490,888	0	6,248,112	97.25	98.54	98.66
内 訳	種別割	418,453,000	421,643,700	415,395,588	0	6,248,112	99.27	98.52	98.66
	環境性能割	13,924,000	5,095,300	5,095,300	0	0	36.59	100.00	
分	市たばこ税	1,974,131,000	1,834,125,827	1,834,125,827	0	0	92.91	100.00	99.99
	都市計画税	2,419,000,000	2,425,307,500	2,413,900,040	0	11,407,460	99.79	99.53	99.66
	入湯税	5,205,000	5,355,600	5,355,600	0	0	102.89	100.00	100.00
	計	47,013,713,000	48,617,834,687	48,344,129,611	114,680	273,590,396	102.83	99.44	99.50
滞 納	市民税	108,500,000	258,304,333	154,572,370	38,955,555	64,776,408	142.46	59.84	59.05
	個人	98,457,000	240,306,310	149,950,930	37,166,255	53,189,125	152.30	62.40	61.77
内 訳	法人	10,043,000	17,998,023	4,621,440	1,789,300	11,587,283	46.02	25.68	23.31
	固定資産税	110,812,000	247,912,343	70,843,920	44,317,977	132,750,446	63.93	28.58	29.52
内 訳	土地・家屋	107,107,000	238,400,002	68,426,318	43,254,677	126,719,007	63.89	28.70	29.51
	償却資産	3,705,000	9,512,341	2,417,602	1,063,300	6,031,439	65.25	25.42	29.79
越 分	軽自動車税	5,040,000	12,346,768	4,631,872	721,548	6,993,348	91.90	37.51	38.95
	市たばこ税	1,000	30,609	30,609	0	0	3060.90	100.00	0.00
分	特別土地保有税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
	都市計画税	15,490,000	35,286,695	10,128,097	6,400,560	18,758,038	65.38	28.70	29.51
	入湯税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
	計	239,845,000	553,880,748	240,206,868	90,395,640	223,278,240	100.15	43.37	44.02
	市税総計	47,253,558,000	49,171,715,435	48,584,336,479	90,510,320	496,868,636	102.82	98.81	98.74
	前年度同期	47,735,816,000	48,720,248,994	48,105,970,208	63,350,283	550,928,503	100.78	98.74	98.47

※軽自動車税環境性能割は令和元年10月1日から創設され、県が賦課徴収し、翌々月末に全額を市に払込む

2.2 督促状発送状況調べ

(単位：件・%)

区 分 税 目		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合
市県民税	普通徴収	25,308	15.45	25,622	15.62	25,736	16.09	23,252	14.29
	特別徴収	6,201	2.98	6,605	3.02	6,473	2.94	6,028	2.72
法人市民税		443	4.57	388	4.07	348	3.44	442	4.36
固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)		32,214	8.35	31,407	8.20	33,101	8.48	31,695	8.20
固定資産税 (償却資産)									
軽自動車税		9,835	14.36	9,199	16.71	9,110	17.97	8,571	16.91
特別土地保有税		0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
合 計		74,001	8.79	73,221	8.69	74,768	8.99	69,988	8.42

(注) 割合 $\frac{\text{督促状発送件数}}{\text{納税通知書発送件数}} \times 100$

2 3 滞納処分執行状況調べ

(単位：件・円)

年 度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
区 分					
電話加入 権差押	件 数	0	0	0	0
	税 額	0	0	0	0
不動産 差 押	件 数	174	145	201	160
	税 額	276,330,838	75,409,986	123,148,705	95,387,518
動産差押	件 数	64	72	93	67
	税 額	118,170,300	55,026,714	65,146,310	42,546,940
債権差押	件 数	1,756	1,803	3,522	2,247
	税 額	738,640,709	624,491,107	1,096,228,919	814,747,637
参加差押 (電話加入権 不動産 動 産)	件 数	103	62	77	68
	税 額	161,988,347	33,673,966	43,706,396	63,235,548
交付要求 〔不動産〕	件 数	153	152	202	120
	税 額	183,400,349	73,679,236	53,234,582	43,513,460
合 計	件 数	2,250	2,234	4,095	2,662
	税 額	1,478,530,543	862,281,009	1,381,464,912	1,059,431,103

第 4 章 その他の資料

24 市税証明等発行件数

(単位：件)

種類		年度				
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
市県民税課税証明 (所得証明)	本庁	21,610	19,040	16,992	14,513	
	連絡所	13,532	11,945	9,728	8,421	
	合計	35,142	30,985	26,720	22,934	
各種市税納税証明	本庁	3,840	4,837	4,294	4,026	
	連絡所	1,160	1,307	1,108	875	
	合計	5,000	6,144	5,402	4,901	
*軽自動車税 車検用納税証明	本庁	1,213	1,082	1,133	1,061	
	連絡所	2,753	2,770	2,787	2,738	
	合計	3,966	3,852	3,920	3,799	
法人所在証明		本庁	201	225	160	155
固定資産	各種証明	本庁	7,256	7,436	7,278	7,190
		連絡所	1,082	1,114	971	1,033
		合計	8,338	8,550	8,249	8,223
	*価格通知	本庁				
	住宅用家屋証明	本庁	1,031	1,009	1,010	1,343
証明発行総合計			53,678	50,765	45,461	41,355

注 「連絡所」は各地区市民センター及び連絡所の発行件数

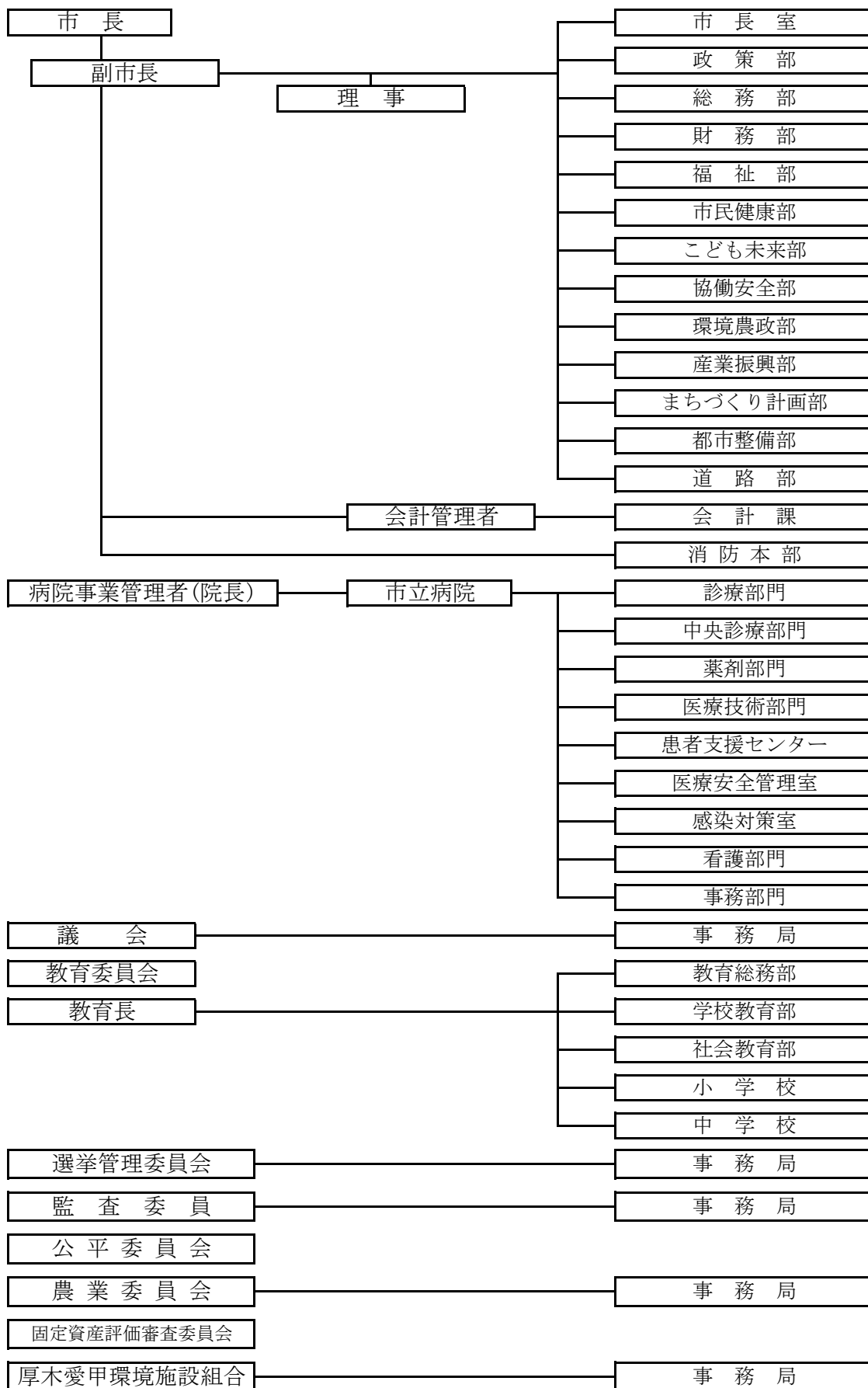
注 「*」は手数料免除

注 「価格通知」は法422条の3に基づく価格通知（平成28年3月31日で廃止）

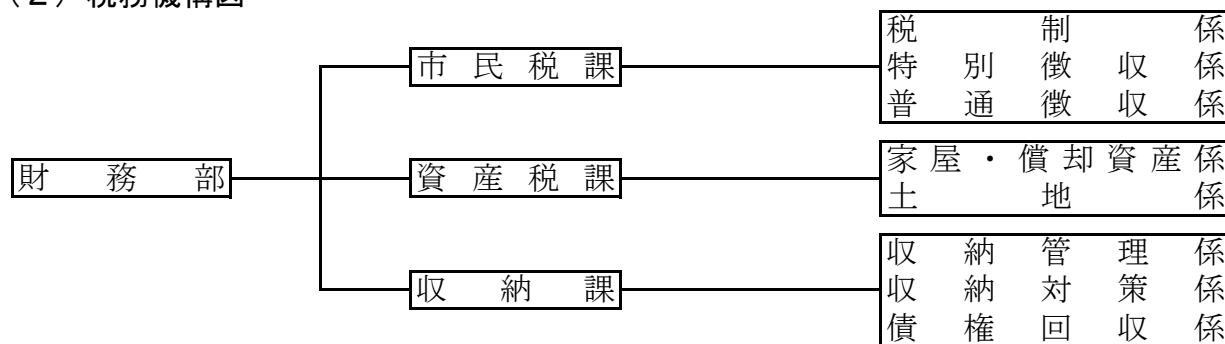
25 行政機構と税務事務分掌

令和3年4月1日現在

(1) 行政機構図



(2) 税務機構図



(3) 税務事務分掌

【市民税課】

税制係 特別徴収係 普通徴収係

- (1) 税制に関すること。
- (2) 市税歳入計画に関すること。
- (3) 市民税、県民税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課に関すること。
- (4) 市税に係る諸統計に関すること。
- (5) 営業の開廃業に関すること。
- (6) 市税(固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税を除く。)の審査請求に関すること。
- (7) 自動車臨時運行許可に関すること。
- (8) 市税及び納税に係る証明に関すること。
- (9) 特別徴収義務者の指定に関すること。
- (10) 特別徴収に係る取扱金融機関の指定に関すること。
- (11) 給与支払報告書に関すること。
- (12) 固定資産評価審査委員会との連絡調整に関すること。

【資産税課】

家屋・償却資産係 土地係

- (1) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課に関すること。
- (2) 固定資産の評価及び価格の決定に関すること。
- (3) 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関すること。
- (4) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- (5) 市税(固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税に限る。)の審査請求に関すること。

【収納課】

収納管理係 収納対策係 債権回収係

- (1) 市税及び県民税の徴収に関すること。
- (2) 市税及び県民税の窓口収納及び収納管理に関すること。
- (3) 過誤納金の還付及び充当に関すること。
- (4) 納税貯蓄組合等の指導育成に関すること。
- (5) 納税思想の普及及び啓発に関すること。
- (6) 市税及び県民税の滞納処分及び欠損処分に関すること。
- (7) 市税及び県民税の徴収の嘱託及び受託に関すること。
- (8) 市税及び県民税の納税奨励に関すること。
- (9) 納税相談に関すること。
- (10) 市税以外の公金滞納分(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び保育料に係るものに限る。)の徴収及び滞納処分(他課の所属に属するものを除く。)に関すること。
- (11) 市営住宅の家賃及び使用料の滞納分(他課の所管に属するものを除く。)の徴収に関すること。

26 税務職員係別人員調べ

(令和3年10月1日現在)

部課名	課長	係名	主幹	副主幹	主査	主任	主事	主事補	係別計	計
財	市民税課	税制係	1 (兼係長)	1	1	1	2	1	7	25
		特別徴収係	-	2 (1名兼係長)	2	1	3	-	8	
		普通徴収係	-	1 (兼係長)	1	1	4	2	9	
務	資産税課	家屋・償却資産係	1 (兼係長)	-	4	2	5	1	13	23
		土地係	1 (兼係長)	2	1	2	2	1	9	
部	収納課	収納管理係	-	3 (1名兼係長)	2	-	1	2	8	32
		収納対策係	1 (兼係長)	-	5	3	6	1	16	
		債権回収係	1 (兼係長)	2	2	-	2	-	7	
計	3		5	11	18	10	25	8		80

27 電算事務実施状況

区分		入力帳票	出力帳票	処理内容	電算処理の変遷
市	個人	普通徴収課税資料 (異動分含む) 未申告者抽出用データ 申告書発送用データ等	申告書、課税台帳、 納税通知書、税額変更通知書、 入力連絡票、未申告調査票・催告状、 その他賦課事務関連帳票等	当初課税は全てバッチ処理で課税計算、帳 票類の打出し等は外部委託している。それ 以降の処理については、オンラインで端末 より更新し、帳票類を出力する。	S42. 3 電子計算機導入により当初、随時の処理開始 S45. 4 全面外部委託処理移行 S47.11 庁内処理移行作業開始 S56. 4 普通徴収OCR化 S60. 7 日本語住民情報オンライン稼働 S62. 4 税務オンライン開始 H 8. 1 二次開発税務オンライン稼働 H14. 1 新当初課税システムの稼働 H21. 4 ペイジー・コンビニ納付導入、給与特別徴収OCR化、 H21.10 年金特別徴収開始 H22. 3 個人住民税の電子申告(エルタックス)導入 H23. 3 クレジットカード納付導入(普通徴収のみ) H26. 1 税務オンライン新システム導入 H31. 1 住民税試算システム導入 R 3. 2 「厚木市電子申請システム」による市民税・県民税電子申告開始
		特別徴収 給与支払報告書 給与特別徴収に係る申請書 給与所得者異動届出書 給与特別徴収義務者の登録等 年金支払報告書(磁気媒体)等	給与支払報告書(総括表)、 課税台帳、税額決定通知書、 税額変更通知書、 その他賦課事務関連帳票等	当初課税は全てバッチ処理で課税計算し、 それ以降の課税・変更については、オンラ インで端末より更新し、月1回バッチ処理 する。帳票類の打出し等は外部委託してい る。	
	法人	法 各申告書 更正決定通知書 開設及び異動届	発送用申告書、納付書、 更正決定通知書、課税台帳、 基本台帳、月別調定明細書	発送用申告書の作成、申告内容の検査入 力、月1回調定作成、その他更正通知書、 各種統計資料の作成を行う。	S60.12 バッチ処理開始 S62. 4 税務オンライン開始 H22. 3 法人市民税の電子申告(エルタックス)導入 H26. 1 税務オンライン新システム導入
税	固定資産	登記済通知書 都市計画生産緑地地区の変更 基本台帳・住登外登録連絡票 固定資産税・都市計画税の 共有代表者変更届出書 固定資産土地処理票 公共施設整備認定申請書 家屋課税台帳 償却資産申告書 種類別明細書 (増加資産・全資産用、減少資産用)	評価調書(課税台帳)、 固定資産価格決定(修正)通知書、 オンライン課税マスタ更新リスト、 税額変更連絡票、名寄帳、縦覧帳簿、 納税通知書、宛名変更連絡票ほか	当初課税は全てバッチ処理で課税計算、帳 票類の打出し等は外部委託を行い、それ以 降の処理については、オンラインで端末よ り更新し、帳票類も出力する。	S48.11 固定資産税庁内処理移行開始 S49.10 固定資産税移行作業完了 S55. 4 OCRシステム稼働 S59. 4 オンライン化に備え家屋マスタの変更 .11 木造家屋評価計算事務にパソコンを導入 S60. 4 オンラインシステム構築開始 固定資産納税通知書のMT交換を開始 償却資産過年度計算にパソコン処理を導入 S61. 7 非木造家屋(軽量鉄骨プレハブ家屋を含む)評価計算事務にPCを導入 . 8 オンライン稼働テスト S62. 4 税務オンライン開始 H21. 4 ペイジー・コンビニ納付導入 H22. 3 償却資産の電子申告(エルタックス)導入 H23. 3 クレジットカード納付導入 H26. 1 税務オンライン新システム導入
		軽自動車税	軽自動車税申告書 異動連絡票	全件リスト、納税通知書、 税額変更連絡票、調定表、 異動勧告通知書、標識交付証明書、 廃車証明書	当初バッチ処理で賦課計算後、随時賦課異 動処理及び翌年度に向けての新規登録処理 を端末との会話処理で行う。
収納消込等	納消込等	OCR納付書 パンチ消込用納付書 収納速報データ 収納確報データ 特徴収納データ 年金特徴収納データ	日計表、過不足エラーリスト、 督促状、催告書	OCR・パンチ分は、納税済通知書により 収納消込、給与特徴データ分・年金特徴分 は、収納データにより収納消込を行う。ペ イジー・コンビニ・クレジットカード分 は、速報データにより仮消込、確報データ により本消込を行う。また、消込に伴い、 エラーリスト等を出力し、過誤納処理を実 施。未納者については、督促状、催告書等 を発送し、滞納処理を行う。	S49. 4 市県民税に係る組合員の電算管理開始 S50. 4 固定資産税に係る組合員の電算管理開始 S55. 4 固定資産税OCR消込開始(固定資産税COM作成) S56. 4 市県民税OCR消込開始(市県民税COM作成) S59. 6 給与特別徴収パンチ消込開始(特別徴収COM作成) S62. 4 税務オンライン開始 S62. 4 税務オンラインによる組合員の管理開始 H21. 4 ペイジー・コンビニ消込開始 H21. 6 給与特別徴収OCR消込開始 H21.10 年金特別徴収消込開始 H22. 5 給与特別徴収データ消込開始 H23. 3 クレジットカード消込開始 H26. 1 税務オンライン新システム導入
		口座振替	口座振替依頼書 口座振替解約届書 口座収納データ	FD請求リスト FD結果リスト 振替不能通知書	口座振替のデータをオンラインで入力し、 振替日ごとに請求リストで内容を確認振 替。手続後、振替不能通知書を作成を行 う。

28 市税の税率等一覧表（令和3年度）

税目	賦課期日	納税義務者	課税標準及び税率	徴収方法及び納期																																																																																																							
市 個 人 税	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住所を有する個人(均等割・所得割) 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市内に住所を有しない者(均等割) 	<table border="1"> <tr><th colspan="2">税率</th></tr> <tr><td>均等割</td><td>3,500 円</td></tr> <tr><td>所得割</td><td>6 %</td></tr> </table> <p>東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律により平成26年度から令和5年度まで均等割の標準税率に500円を加算。</p>	税率		均等割	3,500 円	所得割	6 %	<p>普通徴収</p> <table border="1"> <tr><td>1期</td><td>6月1日～6月30日</td></tr> <tr><td>2期</td><td>8月1日～8月31日</td></tr> <tr><td>3期</td><td>10月1日～11月1日</td></tr> <tr><td>4期</td><td>1月1日～1月31日</td></tr> </table> <p>給与特別徴収 毎月(6月～翌年5月)分徴収の翌月10日</p> <p>年金特別徴収 年金支払月分徴収の翌月10日 (本徴収10月・12月・2月 仮徴収4月・6月・8月) (10日が土・日曜日、祝日等のときは翌日)まで</p>	1期	6月1日～6月30日	2期	8月1日～8月31日	3期	10月1日～11月1日	4期	1月1日～1月31日																																																																																									
		税率																																																																																																									
均等割	3,500 円																																																																																																										
所得割	6 %																																																																																																										
1期	6月1日～6月30日																																																																																																										
2期	8月1日～8月31日																																																																																																										
3期	10月1日～11月1日																																																																																																										
4期	1月1日～1月31日																																																																																																										
民 法 人 税		<ul style="list-style-type: none"> 市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・法人税割) 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(均等割) 	<table border="1"> <tr><th colspan="2">資本金等の額</th><th>税率</th></tr> <tr><td>法人税割</td><td>5億円以上の法人</td><td>100分の8.4</td></tr> <tr><td></td><td>1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社</td><td>100分の7.2</td></tr> <tr><td></td><td>1億円未満の法人</td><td>100分の6.0</td></tr> <tr><th colspan="2">資本金等の額</th><th>市内事務所等の従業者数</th><th>税率</th></tr> <tr><td>均等割</td><td>公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)</td><td>—</td><td>50,000 円</td></tr> <tr><td rowspan="10">等 割</td><td rowspan="2">1,000万円以下の法人</td><td>50人以下のもの</td><td>50,000 円</td></tr> <tr><td>50人を超えるもの</td><td>120,000 円</td></tr> <tr><td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下の法人</td><td>50人以下のもの</td><td>130,000 円</td></tr> <tr><td>50人を超えるもの</td><td>150,000 円</td></tr> <tr><td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の法人</td><td>50人以下のもの</td><td>160,000 円</td></tr> <tr><td>50人を超えるもの</td><td>400,000 円</td></tr> <tr><td rowspan="2">10億円を超える法人</td><td>50人以下のもの</td><td>410,000 円</td></tr> <tr><td>50人を超えるもの</td><td>1,750,000 円</td></tr> <tr><td rowspan="2">50億円を超える法人</td><td>50人を超えるもの</td><td>3,000,000 円</td></tr> </table> <p>※法人税割の税率については、令和元年10月1日以後の事業年度から適用</p>	資本金等の額		税率	法人税割	5億円以上の法人	100分の8.4		1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社	100分の7.2		1億円未満の法人	100分の6.0	資本金等の額		市内事務所等の従業者数	税率	均等割	公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)	—	50,000 円	等 割	1,000万円以下の法人	50人以下のもの	50,000 円	50人を超えるもの	120,000 円	1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下のもの	130,000 円	50人を超えるもの	150,000 円	1億円を超え10億円以下の法人	50人以下のもの	160,000 円	50人を超えるもの	400,000 円	10億円を超える法人	50人以下のもの	410,000 円	50人を超えるもの	1,750,000 円	50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000 円	<p>申告納付 事業年度終了後2カ月以内</p>																																																											
資本金等の額		税率																																																																																																									
法人税割	5億円以上の法人	100分の8.4																																																																																																									
	1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社	100分の7.2																																																																																																									
	1億円未満の法人	100分の6.0																																																																																																									
資本金等の額		市内事務所等の従業者数	税率																																																																																																								
均等割	公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)	—	50,000 円																																																																																																								
等 割	1,000万円以下の法人	50人以下のもの	50,000 円																																																																																																								
		50人を超えるもの	120,000 円																																																																																																								
	1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下のもの	130,000 円																																																																																																								
		50人を超えるもの	150,000 円																																																																																																								
	1億円を超え10億円以下の法人	50人以下のもの	160,000 円																																																																																																								
		50人を超えるもの	400,000 円																																																																																																								
	10億円を超える法人	50人以下のもの	410,000 円																																																																																																								
		50人を超えるもの	1,750,000 円																																																																																																								
	50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000 円																																																																																																								
		固定資産税	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者 	<p>課税標準の1.4/100 免税点 土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満</p>	<p>普通徴収</p> <table border="1"> <tr><td>1期</td><td>5月1日～5月31日</td></tr> <tr><td>2期</td><td>7月1日～8月2日</td></tr> <tr><td>3期</td><td>12月1日～1月4日</td></tr> <tr><td>4期</td><td>2月1日～2月28日</td></tr> </table>	1期	5月1日～5月31日	2期	7月1日～8月2日	3期	12月1日～1月4日	4期	2月1日～2月28日																																																																																													
1期	5月1日～5月31日																																																																																																										
2期	7月1日～8月2日																																																																																																										
3期	12月1日～1月4日																																																																																																										
4期	2月1日～2月28日																																																																																																										
軽自動車税	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者 	<table border="1"> <tr><th>車種</th><th>税率</th><th>車種</th><th>税率</th><th>車種</th><th>税率</th></tr> <tr><td rowspan="4">原動機付自転車</td><td>50cc以下</td><td>2,000 円</td><td rowspan="4">営業用</td><td>通常(新税率)</td><td>6,900 円</td><td rowspan="4">営業用</td><td>通常(新税率)</td><td>3,800 円</td></tr> <tr><td>50cc超90cc以下</td><td>2,000 円</td><td>経過措置</td><td>5,500 円</td><td>経過措置</td><td>3,000 円</td></tr> <tr><td>90cc超125cc以下</td><td>2,400 円</td><td>重課</td><td>8,200 円</td><td>重課</td><td>4,500 円</td></tr> <tr><td>ミニカー</td><td>3,700 円</td><td>軽課75%</td><td>1,800 円</td><td>軽課75%</td><td>1,000 円</td></tr> <tr><td rowspan="2">小型特殊自動車</td><td>農耕作業用</td><td>2,400 円</td><td rowspan="2">軽自動車</td><td>軽課50%</td><td>3,500 円</td><td rowspan="2">軽自動車</td><td>軽課50%</td><td>1,900 円</td></tr> <tr><td>特殊作業用</td><td>5,900 円</td><td>軽課25%</td><td>5,200 円</td><td>軽課25%</td><td>2,900 円</td></tr> <tr><td rowspan="2">軽二輪車(125cc超～250cc以下)</td><td rowspan="2">年額</td><td>3,600 円</td><td rowspan="2">四輪乗用</td><td>通常(新税率)</td><td>10,800 円</td><td rowspan="2">四輪貨物</td><td>通常(新税率)</td><td>5,000 円</td></tr> <tr><td>二輪の小型自動車(250cc超)</td><td>6,000 円</td><td>経過措置</td><td>7,200 円</td><td>経過措置</td><td>4,000 円</td></tr> <tr><td rowspan="6">軽自動車三輪</td><td rowspan="6">年額</td><td>通常(新税率)</td><td>3,900 円</td><td rowspan="6">自家用</td><td>重課</td><td>12,900 円</td><td rowspan="6">自家用</td><td>重課</td><td>6,000 円</td></tr> <tr><td>経過措置</td><td>3,100 円</td><td>軽課75%</td><td>2,700 円</td><td>軽課75%</td><td>1,300 円</td></tr> <tr><td>重課</td><td>4,600 円</td><td>軽課50%</td><td>5,400 円</td><td>軽課50%</td><td>2,500 円</td></tr> <tr><td>軽課75%</td><td>1,000 円</td><td>軽課25%</td><td>8,100 円</td><td>軽課25%</td><td>3,800 円</td></tr> <tr><td>軽課50%</td><td>2,000 円</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>軽課25%</td><td>3,000 円</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	車種	税率	車種	税率	車種	税率	原動機付自転車	50cc以下	2,000 円	営業用	通常(新税率)	6,900 円	営業用	通常(新税率)	3,800 円	50cc超90cc以下	2,000 円	経過措置	5,500 円	経過措置	3,000 円	90cc超125cc以下	2,400 円	重課	8,200 円	重課	4,500 円	ミニカー	3,700 円	軽課75%	1,800 円	軽課75%	1,000 円	小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円	軽自動車	軽課50%	3,500 円	軽自動車	軽課50%	1,900 円	特殊作業用	5,900 円	軽課25%	5,200 円	軽課25%	2,900 円	軽二輪車(125cc超～250cc以下)	年額	3,600 円	四輪乗用	通常(新税率)	10,800 円	四輪貨物	通常(新税率)	5,000 円	二輪の小型自動車(250cc超)	6,000 円	経過措置	7,200 円	経過措置	4,000 円	軽自動車三輪	年額	通常(新税率)	3,900 円	自家用	重課	12,900 円	自家用	重課	6,000 円	経過措置	3,100 円	軽課75%	2,700 円	軽課75%	1,300 円	重課	4,600 円	軽課50%	5,400 円	軽課50%	2,500 円	軽課75%	1,000 円	軽課25%	8,100 円	軽課25%	3,800 円	軽課50%	2,000 円					軽課25%	3,000 円					<p>普通徴収 5月1日～5月31日</p>
車種	税率	車種	税率	車種	税率																																																																																																						
原動機付自転車	50cc以下	2,000 円	営業用	通常(新税率)	6,900 円	営業用	通常(新税率)	3,800 円																																																																																																			
	50cc超90cc以下	2,000 円		経過措置	5,500 円		経過措置	3,000 円																																																																																																			
	90cc超125cc以下	2,400 円		重課	8,200 円		重課	4,500 円																																																																																																			
	ミニカー	3,700 円		軽課75%	1,800 円		軽課75%	1,000 円																																																																																																			
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円	軽自動車	軽課50%	3,500 円	軽自動車	軽課50%	1,900 円																																																																																																			
	特殊作業用	5,900 円		軽課25%	5,200 円		軽課25%	2,900 円																																																																																																			
軽二輪車(125cc超～250cc以下)	年額	3,600 円	四輪乗用	通常(新税率)	10,800 円	四輪貨物	通常(新税率)	5,000 円																																																																																																			
		二輪の小型自動車(250cc超)		6,000 円	経過措置		7,200 円	経過措置	4,000 円																																																																																																		
軽自動車三輪	年額	通常(新税率)	3,900 円	自家用	重課	12,900 円	自家用	重課	6,000 円																																																																																																		
		経過措置	3,100 円		軽課75%	2,700 円		軽課75%	1,300 円																																																																																																		
		重課	4,600 円		軽課50%	5,400 円		軽課50%	2,500 円																																																																																																		
		軽課75%	1,000 円		軽課25%	8,100 円		軽課25%	3,800 円																																																																																																		
		軽課50%	2,000 円																																																																																																								
		軽課25%	3,000 円																																																																																																								
市たばこ税		<ul style="list-style-type: none"> 卸売販売業者等 	<p>令和3年9月30日まで:1,000本につき6,122円 令和3年10月1日から:1,000本につき6,552円</p>	<p>申告納付 毎月翌月末日まで</p>																																																																																																							
特別土地保有税		<ul style="list-style-type: none"> 1月1日現在取得後10年を経過していない土地を市内に所有する者 1月1日又は7月1日前1年以内に市内の土地を取得した者 	<p>土地の保有に対して土地の取得価格の1.4/100 土地の取得に対して取得価格の3/100 免税点5,000㎡</p>	<p>申告納付 (平成15年度以降当分の間、新たな課税は行わない)</p>																																																																																																							
入湯税		<ul style="list-style-type: none"> 入湯客 	<p>入湯客1人1日について 150円</p>	<p>特別徴収 毎月翌月末日まで</p>																																																																																																							
都市計画税	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域の固定資産(土地・家屋)の所有者 	<p>課税標準の0.2/100</p>	<p>固定資産税と同様</p>																																																																																																							

29 市税税率の変遷

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
市民税	均等割	2,500円				3,000円							
	個人所得割	200万円以下		3%		課税標準の6% (一律)							
		200万円超え700万円以下		8%									
		700万円超え		10%									
法人均等割	資本金等の額		市内の従業者数		税率								
	50億円を超える法人		50人を超えるもの		3,000,000円								
	10億円を超え50億円以下である法人		50人を超えるもの		1,750,000円								
	10億円を超える法人		50人以下であるもの		410,000円								
	1億円を超え10億円以下である法人		50人を超えるもの		400,000円								
			50人以下であるもの		160,000円								
	1千万円を超え1億円以下である法人		50人を超えるもの		150,000円								
			50人以下であるもの		130,000円								
	1千万円以下である法人		50人を超えるもの		120,000円								
上記の法人以外の法人等				50,000円									
法人税割	昭和56年改正 (昭和56年8月1日以降) 法人税額の14.7% (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 13.5% 資本金等の額が1億円未満である法人等 12.3%												
固定資産税	(免税点) 土地 30万円未満 課税標準の1.4% 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満												
軽自動車税	昭和60年改正												
	車種区分		税率(年額)		車種区分		税率(年額)						
	四輪以上	乗用	自家用	7,200円	原動機付 自転車	50cc以下	1,000円						
			営業用	5,500円		50cc超90cc以下	1,200円						
		貨物用	自家用	4,000円		90cc超125cc以下	1,600円						
			営業用	3,000円		ミニカー	2,500円						
	軽三輪		3,100円		軽二輪車(125cc超250cc以下)		2,400円						
					二輪の小型自動車(250cc超)		4,000円						
				小型特殊 自動車		農耕作業用 特殊作業用		1,600円 4,700円					
市たばこ税	千本につき2,668円 (旧3級品は千本につき1,266円) 平成11年5月1日から適用				千本につき2,977円 (旧3級品は千本につき1,412円) 平成15年7月1日から適用				千本につき3,298円 (旧3級品は千本につき1,564円) 平成18年7月1日から適用				
	保有分 1.4% (免税点 5,000㎡)				新たな課税の停止								
	取得分 3%												
入湯税	昭和52年改正 1人1日につき150円				課税免除(日帰り利用料金1,000円以下)追加 平成15年4月1日から適用								
都市計画税	課税標準の0.2%												
備考													

29 市税税率の変遷 (続き)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元(平成31)年度	令和2年度	令和3年度																																																																																														
市民税	均等割	3,000円	3,500円																																																																																																				
	個人所得割	課税標準の6% (一律)																																																																																																					
	法人均等割	資本金等の額		市内の従業者数		税率																																																																																																	
		50億円を超える法人		50人を超えるもの		3,000,000円																																																																																																	
10億円を超え50億円以下である法人		50人を超えるもの		1,750,000円																																																																																																			
10億円を超える法人		50人以下であるもの		410,000円																																																																																																			
1億円を超え10億円以下である法人		50人を超えるもの		400,000円																																																																																																			
		50人以下であるもの		160,000円																																																																																																			
1千万円を超え1億円以下である法人		50人を超えるもの		150,000円																																																																																																			
		50人以下であるもの		130,000円																																																																																																			
1千万円以下である法人		50人を超えるもの		120,000円																																																																																																			
上記の法人以外の法人等				50,000円																																																																																																			
法人税割	※ 前頁参照	平成26年税制改正 (平成26年10月1日以降に開始する事業年度分から) 法人税額の12.1% (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 10.9% 資本金等の額が1億円未満である法人等 9.7%					平成28年度税制改正 (令和元年10月1日以降に開始する事業年度分から) 法人税額の8.4% (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 7.2% 資本金等の額が1億円未満である法人等 6.0%																																																																																																
固定資産税	課税標準の1.4%	(免税点) 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満																																																																																																					
軽自動車税	※ 前頁参照	平成27年改正 (平成28年度課税から)					令和元年改正 (令和元年10月1日から)																																																																																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="6">税率(年額)</th> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">税率(年額)</th> </tr> <tr> <th>旧税率</th> <th>標準税率</th> <th>重課税率</th> <th>軽課税率(75%軽減)</th> <th>軽課税率(50%軽減)</th> <th>軽課税率(25%軽減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上 乗用</td> <td>家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> <td>50cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> <td>50cc超90cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> <td>90cc超125cc以下</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> <td>ミニカー</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>軽二輪車(125cc超250cc以下)</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>二輪の小型自動車(250cc超)</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>小型特殊農耕作業用自動車</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>特殊作業用</td> <td>5,900円</td> </tr> </tbody> </table>					車種区分	税率(年額)						車種区分	税率(年額)	旧税率	標準税率	重課税率	軽課税率(75%軽減)	軽課税率(50%軽減)	軽課税率(25%軽減)	四輪以上 乗用	家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	5,400円	8,100円	50cc以下	2,000円	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円	50cc超90cc以下	2,000円	貨物用	家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	2,500円	3,800円	90cc超125cc以下	2,400円	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	1,900円	2,900円	ミニカー	3,700円	軽三輪		3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円	軽二輪車(125cc超250cc以下)	3,600円									二輪の小型自動車(250cc超)	6,000円									小型特殊農耕作業用自動車	2,400円									特殊作業用	5,900円	自動車取得税が廃止され軽自動車税(環境性能割)が創設 従来の軽自動車税は軽自動車税(種別割)に名称変更 (注)左記表は令和元年10月1日以降も継続して適用中			
車種区分	税率(年額)							車種区分	税率(年額)																																																																																														
	旧税率	標準税率	重課税率	軽課税率(75%軽減)	軽課税率(50%軽減)	軽課税率(25%軽減)																																																																																																	
四輪以上 乗用	家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	5,400円	8,100円	50cc以下	2,000円																																																																																														
	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円	50cc超90cc以下	2,000円																																																																																														
	貨物用	家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	2,500円	3,800円	90cc超125cc以下	2,400円																																																																																													
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	1,900円	2,900円	ミニカー	3,700円																																																																																													
軽三輪		3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円	軽二輪車(125cc超250cc以下)	3,600円																																																																																														
								二輪の小型自動車(250cc超)	6,000円																																																																																														
								小型特殊農耕作業用自動車	2,400円																																																																																														
								特殊作業用	5,900円																																																																																														
市たばこ税	千本につき5,262円 (旧3級品:千本につき2,495円) 平成25年4月1日から適用		千本につき5,262円 (旧3級品:千本につき2,925円) 平成28年4月1日から適用		千本につき5,262円 (旧3級品:千本につき3,355円) 平成29年4月1日から適用		千本につき5,692円 (旧3級品:千本につき4,000円) 平成30年10月1日から適用		千本につき5,692円 (旧3級品:千本につき5,692円) 令和元年10月1日から適用	千本につき6,122円 令和2年10月1日から適用	千本につき6,552円 令和3年10月1日から適用																																																																																												
特別土地保有税	新たな課税の停止																																																																																																						
入湯税	1人1日につき150円 課税免除(日帰り利用料金1,000円以下)																																																																																																						
都市計画税	課税標準の0.2%																																																																																																						
備考																																																																																																							

令和3年度市税概要

令和4年3月発行

発行 厚 木 市
編集 財務部市民税課